

鹿児島南西諸島の

さとうきび生産と糖業に関する「覚書」(下)

さいとうたかひろ
斎藤高宏

1. はじめに

2. 鹿児島南西諸島の農業とさとうきび生産

- (1) 戦後混乱期における農業とさとうきび生産
- (2) 輸入自由化とさとうきび生産
- (3) 農業就業構造の変化とさとうきび生産
- (4) 米の減反政策とさとうきび生産
- (5) 農業再編とさとうきび生産
- (6) さとうきび生産の新展開——品質取引の導入を巡っ

て——(以上、前号)

3. 鹿児島南西諸島の糖業と砂糖生産の構造変化

- (1) 戦後復興期における糖業
- (2) 含蜜糖工場の設立と整備
- (3) 分蜜糖工場への転換と拡充
- (4) 「糖安法」と糖業の再編
- (5) 経済構造の転換と鹿児島糖業
- (6) WTO体制下の鹿児島糖業

3. 鹿児島南西諸島の糖業と砂糖生産の構造変化

(1) 戦後復興期における糖業

戦時中の食糧増産政策のもとで、抑制されていたことに加えて、戦災によって大きな被害を被り、鹿児島南西諸島の糖業、とりわけさとうきびの主産地である大島地区の糖業は、戦後、深刻な事態に見舞われることになった。これを端的に物語るのが、第16表に示した琉球政府資源局の報告書、『南西諸島の糖業』⁽¹⁾である。

これによれば、1942年現在、大島地区には含蜜糖の改良製糖場が146か所(圧搾能力1,595トン、以下同様)、在来製糖場が6,054か所(うち畜力6,011か所、水力43か所)あったが、終戦直後にはそれぞれ61か所(同685トン)、3,841か所(うち畜力3,820か所、水力21か所)にまで減少してしまった⁽²⁾。つまり、沖縄に比べれば落ち込みは小さかったものの、戦前と比較してほぼ半分になってしまったのである。大島地区では、糖業が紬製造業とともに主要産業であっただけにその経済に及ぼす影響は甚大であった。

ところが、熊本地区の糖業は若干様子が異

第16表 大島地区における製糖工場——1942年現在と終戦直後——

(単位: 所, %)

	1942年現在 (A)	終戦直後 (B)	(B)/(A)
在 来 製 糖 場	6,054	3,841	63.4
畜 力	6,011	3,820	63.6
水 力	43	21	48.8
改 良 製 糖 場	146	61	41.8
10(t)	119	46	38.7
15(t)	27	15	55.6
能 力(t/日)	1,595	685	42.9

資料: 琉球政府資源局『南西諸島の糖業』(1953年)。

注. すべて含蜜糖工場である。

なっていた。やはりさとうきび生産農家などによる在来製糖場が主体であったが、終戦直後の1947年には依然としてそれを139か所(畜力34か所、水力56か所、動力49か所)も維持していたからである。熊毛地区の製糖場はさとうきびから水稻への転換のなかで1910年代をピークに減少に転じ、1926年には251か所、1930年には198か所、そして1938年には133か所になっていたから、むしろ1947年時点には1938年時点を若干上回る数を維持していた、といったほうが適切である。同じ鹿児島南西諸島とはいえ、戦後、熊毛地区と大島地区とは糖業の置かれている状況が大きく異なっていたのである。

もちろん、その後のそれぞれの地区の糖業の展開も大きく異なっていた。たとえば、戦後、アメリカ軍政府の支配下の大島地区では食糧増産が優先され、糖業はむしろ抑制された。すでに触れたように、大島地区ではそのために軍政府長官の指令までされた(1946年10月18日付)。当時、わが国では深刻な砂糖不足に陥っていたが、大島地区ではさとうきびの主産地でありながら糖業振興を奨励できなかったのである。そのため、戦災などで被害を被った製糖場の再建、整備も一向に進展しなかった。

一方、熊毛地区では、基本的には食糧増産が優先されながら、かつて経験したことがない異常な含蜜糖(黒糖)ブームとなり、1949年には協定価格で600g当たり(1斤当たり)90円の含蜜糖が、一時、同400円に上昇するまでになった⁽³⁾。そのため、熊毛地区では、畜力及び水力による製糖場の減少とは対照的に、動力によるそれが次第に増加し、1950年には154か所にまでなった。

また、厳しい取り締まりのため次第に下火になったが、当初は大島地区の既存の製糖場で生産された含蜜糖が、深刻な砂糖不足で含蜜糖ブームに沸く本土へ密輸出されるものも少なくなかった。なぜならば、本土では価格

が大幅に高騰していたからである。ちなみに、1946年当時、1斤当たり3円50銭であった徳之島の含蜜糖を、鹿児島まで運べば同35円から同40円に、さらに、間もなく同60円にもなった。

こうした含蜜糖ブームのなかで、依然としてその主体は従来からのさとうきび生産農家などによる小規模な製糖場であったが、熊毛地区では製糖企業、南島開発、南島殖産、種子島製糖などが相次いで設立された。これらのうち、南島開発とその姉妹企業の南島殖産は台湾での経験を種子島で生かそうとして設立されたもので、前者は製糖(50トン)を、また、後者は直接さとうきび栽培を行うために設立された⁽⁴⁾。

また、大島地区でも、すでに触れたように、もっとも重要な産業である糖業振興の必要性が次第にアメリカ軍政府に理解され、経済の実態に即して本土に含蜜糖を輸出して、食糧を輸入する政策に転換することになった⁽⁵⁾。そして、1950年11月の奄美群島政府の樹立に伴って貿易庁が設置され、同政府自体が本土への輸出に本格的に取り組むことになった。その結果、次第に大島地区から本土への砂糖輸出が増え、翌1951年、奄美群島政府は6か所の製糖工場(含蜜糖)の復旧に着手するまでになった⁽⁶⁾。

しかし、熊毛地区の含蜜糖ブームは一時的なものに終わり、糖価も一転して大幅に落ち込んでしまった。しかも、前出の製糖企業では問題が多発した。たとえば、設立に際してさとうきび生産農家があまり積極的でなかったことを別にしても⁽⁷⁾、さとうきびの集荷が軌道に乗らないうえに、その品質も悪かったし、また、製品である含蜜糖の品質自体も良くなかった。そのため、これらの製糖企業はいずれも1950年代はじめに倒産を余儀なくされ⁽⁸⁾、熊毛地区の糖業は次第に窮地に陥ってしまった。

他方、依然としてアメリカ軍政府の支配下

にあった大島地区では、1952年4月の奄美群島政府の琉球政府への再統合、同年9月の奄美地方庁の設置に伴って、糖業振興への取り組みが一段と重視されることになり、たとえば、新たに9か所の製糖工場建設に加えて、23か所に及ぶ既設の製糖工場の設備改修などが次々に実施された。その結果、含蜜糖の生産量が全体で1万トンを大幅に上回るまでになった。もちろん、そのほとんどは本土へ輸出され、大島地区の総輸出額の60%を占めた。熊毛地区とは対照的に、奄美地区では砂糖生産が軌道に乗り始めたのである。

ここで、熊毛地区と大島地区の戦後における砂糖(含蜜糖)生産の具体的な変化についてみてみよう。それを示したのが第17表である。

これによると、1945年度にはこれら地区の砂糖生産量は864トンであった。戦前のピークが1938年度の2万1,799トンであったから、僅かその3.96%にまで減少したことになる。とりわけ大幅に減少したのが戦時中の

糖業抑制に加えて、戦災により大きな被害を被った大島地区で1938年度の2.78%、549トンにまでなってしまった。

戦時中の糖業抑制の影響に関しては熊毛地区も同様であった。1938年度には2,021トンであったが、1943年度には206トンにまで減少したからである。しかし、熊毛地区についてはそれが底であった。それ以降、それを下回ることはなかったからである。1945年度も315トンで、大島地区の57.4%にも達した。戦前には考えられなかった水準である。しかも、含蜜糖ブームのなかで1949年度には1,000トン、そして翌1950年度には2,000トンをそれぞれ上回り、戦前のピークすら凌駕するまでになったのである。しかし、鹿児島南西諸島の砂糖生産が戦前のピークを上回るのは1953年度まで待たなければならなかった。敢えていうまでもなく、主産地の大島地区の回復が遅れてしまったからである。

注(1) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖

第17表 戦前及び戦後の砂糖生産——含蜜糖——

(単位：t)

	大島地区	熊毛地区	計
1935年度	13,017	1,313	14,330
36	11,872	1,480	13,352
37	13,665	1,919	15,584
38	19,778	2,021	21,799
39	10,641	1,172	11,813
40	9,396	850	10,246
41	10,540	928	11,468
42	6,357	268	6,625
43	2,689	206	2,895
44	763	352	1,115
45	549	315	864
46	1,271	619	1,890
47	1,460	627	2,087
48	1,834	934	2,768
49	2,158	1,105	3,263
50	5,384	2,250	7,634
51	7,148	2,074	9,222
52	11,587	7,200	18,787
53	19,506	7,200	26,706
54	17,022	4,111	21,133

資料：鹿児島県大島支庁『南西諸島の糖業』（1972年7月）。

縄県農林水産行政史』(第13巻, 1983年3月, 602~626頁)。

- (2) ただ、鹿児島県大島支庁・奄美大島糖業振興会『南西諸島の糖業』(1972年7月, 8頁)では、大島の製糖場が1945年度には4,686か所、以下同様に、1946年度5,312か所、1947年度4,832か所、1948年度5,134か所などとなっており、これとは大きく異なっている。

- (3) 福留邦雄「熊毛郡産業概況調査報告書」(鹿児島県大隅熊毛開発調査会『大隅熊毛開発資料叢書(第7輯・一般産業編)』, 1948年4月, 25頁)は、戦後は砂糖の外部からの供給が途絶した為に闇取引の主要対象となり、価格が暴騰し、他の農産物や一般産業に比してきわめて有利な事業となったので、現在では種子島の花形たる観を呈している、としている。

- (4) 萩原茂「熊毛地域における糖業の発展(Ⅲ)——製糖資本進出後の糖業——」(『鹿児島大学農学部学術報告』第32号, 1982年3月, 229頁)。

- (5) 1950年4月以降、L/C貿易で本土への輸出が可能となったが、具体的には大島郡農業会または名瀬市の久保井産業、有村商事などを通じて行われていた(和泊町誌編集委員会編『和泊町誌(歴史編)』, 鹿児島県大島郡和泊町教育委員会, 1985年6月, 851頁)。

- (6) 鹿児島県戦後農業史編集委員会編『前掲書』(617頁)。

- (7) 川野重任「開発調査報告座談会記録」(鹿児島県大隅熊毛開発調査会『前掲書(第1輯・総論編)』, 1948年4月, 12頁)において、これに関して以下のように述べられている。すなわち、「開発には資本と技術が必要であるが、外来資本例えば製糖、製薬、酪農等に対する資本の導入は、現在に於いては、地元では先入意識的に反感をもって居る点が相当ある。一例をあげると種子島の製糖であるが、これは現在「南島開発」で、四分六分の分糖法に依り、生甘蔗100斤に對し歩留一割と見て農民に砂糖6斤を支拂う計畫の本に一種の委託製糖式の會社

經營を行う計畫がすゝめられて居る。會社側では現在の農民の經營による旧式な方法では生甘蔗100斤に對し製品6斤、即ち歩留約六分位の成績しかあげて居ながら燃料代、労賃等を考慮すれば現在より遥かに有利(農民にとって)だとの見解がある様だが、農民側では、現在の設備でも、6斤以上は十分とれるので、若し會社が改良した機械で製糖の能率を更に高めるならば歩留はずっと上昇する筈で、四分六分では會社が余りにもモウケ過ぎるのではないかと考えて居る様である」である。

- (8) 鹿児島県農業試験場『種子ヶ島における甘蔗栽培の經營的性格(甘蔗栽培農家の実態調査より)』(鹿農試資料研第50号, 1953年10月, 11頁)は、黒糖生産に関しては企業經營は成立し難い、とした。

(2) 含蜜糖工場の設立と整備

1953年12月、大島地区が日本に復歸した。しかし、同じアメリカ軍政府の支配下におかれていた沖縄に先だって復歸したものの、その関心が政治的かつ軍事的に重要な沖縄に向けられていたことも影響して、大島地区の開発の遅れはきわめて深刻であった。そのため、生活水準も本土はもちろんのこと、同じ琉球弧の沖縄に比べても大幅に低く、窮乏を余儀なくされていた、といっても言い過ぎではない⁽¹⁾。

そのため、復歸に伴って、早速、翌1954年6月、政府は「奄美群島復興特別措置法」を公布、施行し、その目標は必ずしも高くはなく、大島地区の住民の生活水準を戦前(1934~36年)の本土並に引き上げるというものであったが、発展の基本となる道路、港湾、土地改良、電力などのインフラストラクチャーの整備に加えて、農業、繊維製品(大島紬)製造業、糖業、水産業など主要産業の復興計画を策定することになった⁽²⁾。

これらのうち、本稿の課題とする糖業に関しては、(1)さとうきび苗圃の設置、(2)經營指導圃の設置、(3)大型機械(ホイルトラク

ター・ブルトナー)の導入による省力化と深耕、(4)製糖工場の動力化及び施設改善⁽³⁾などが打ち出された。そして、これに沿って、鹿児島県は1954～1956年度の3年間の糖業振興計画を策定し、1952年度の含蜜糖生産量、1万1,587トン、1954年度には1万8,226トン、1955年度には2万4,798トン、そして最終年度の1956年度には3万5,868トンにまで引き上げることになった⁽⁴⁾。

では、当時、大島地区の糖業はいかなる状況におかれていたものであろうか。復帰以降の糖業の具体的展開に先だって、まずこれについて触れよう。たとえば、久保田富三は次のように述べている⁽⁵⁾。すなわち、かつて第一次大戦当時同地を視察した筆者は、翌29年(1954年)1月再び同地を踏査したのである。しかるに驚いたことには、35年前の大正5年(1916年)に視察したときに比べて殆んど進歩の見るべきものなく、旧態依然たるものであった。なるほど甘蔗の品種は更新され、いわゆる共同製糖場なるものは設置されているが、耕作肥培は粗放で、製糖法は幼稚、施設は能率極めてわるく、製品は全部黒糖であるにも拘わらず甘蔗の含有する糖分の40%は損失せられ、製糖用補助燃料として使用する薪代だけでも年1億5千万円を費消し、製糖用薪代とパルプ用材のむやみな伐採によって山林は憂うべき惨状を呈し、このままでは到底永く黒糖製造はつづけられない実状であった。また農家は自ら甘蔗を耕作し砂糖を製造し更にこれが販売にも従事する。即ち農工商全部の仕事を農民が引き受けているため、そのいずれにも専念することを得ず、その多くは借金に苦しめられ、まことに気の毒な状態であった、としている。

こうした状況を背景に、現地の受け取り方は必ずしも歓迎一色ではなかったが⁽⁶⁾、主要産業である糖業復興が大島地区の、いわば復興の鍵を握る重要な課題の一つとされ、いくつかの製糖企業の設立が計画されることに

なった。なお、これに関して、復帰翌年の1954年5月に現地の糖業調査を行った市岡幸三は、大島復興計画に際しては、復興計画の性格がどうあろうとも、大島黒糖の将来について、その再建ないし維持が堅実に実現せられるような措置が講ぜられなければならないことは、も早や疑い得ないところである⁽⁷⁾、としている。

ところで、この大島地区における製糖企業設立の嚆矢となったのが、1954年8月に設立された大島糖業である。同社は徳之島に2か所の新式含蜜糖工場(平土野工場及び犬田布工場。各50トン)を設立し、翌1955年2月から操業を開始した。大島地区の糖業はその姿を大きく変化させることになったのである。ちなみに、この大島糖業の近代経営による含蜜糖生産と、以下に触れるその後の分蜜糖生産への転換に関して、久保田富三は、奄美糖業300年の歴史に一大革新をもたらしたものとする⁽⁸⁾、とした。

また、1955年12月には、帝国物産が沖永良部島に新式含蜜糖工場(知名工場。30トン)を建設し、翌1956年2月から本格的操業を開始した⁽⁹⁾。さらに、1956年4月に設立された奄美興発が、翌1957年3月に同じ沖永良部島に新式含蜜糖工場(和泊工場。100トン)を建設し、同年4月から操業を開始した⁽¹⁰⁾。

これらに加えて、1958年10月には大洋殖産が設立されたが、同社が翌1959年12月に徳之島(伊仙工場。300トン)に建設したのは他社のような含蜜糖工場ではなく、国内ではじめての分蜜糖工場(耕地白糖(上白、中白、三温糖など)を製造)であった。その理由であるが、時代を先取りして白糖の生産に取り組んだのではなく、その設立の母体となった大洋漁業(現在のマルハ)が魚介類などの缶詰用として多大な白糖を消費していたが、本土に精製設備を所有していなかったからである⁽¹¹⁾。

なお、この工場は1960年の含蜜糖の価格高騰を背景に、含蜜糖製造部門を併設すると同時に、設立当初のもう一つの目的であったパイナップル栽培・加工事業計画から完全に手をひき、糖業を専業とすることになった。そして、後年、原料増産に対処し、能力向上のため分蜜糖工場に切り換えることになった。

また、熊毛地区でも同様であった。糖業関係者の間で1950年代半ば以降の糖業不振の打開策として、本土の精糖企業の進出による大型製糖工場の設立が欠かせないのではないか、とする意見が強まることになったからである。当時、熊毛地区の糖業は糖価が下落する一方で、製糖用燃料である木材価格の高騰によって小規模な共同製糖場の維持管理費用が増大していたし、また、労働力不足すら表面化していた。しかも、含蜜糖の市場はきわめて狭小なうえに、その需要自体、先細りの状況であった。したがって、すでに経験したように、その価格は非常に不安定であった⁽¹²⁾。

そのため、既設の共同製糖場の近代化、合理化もその手段の一つであったがこれと併せて新たに大型製糖工場の誘致によって、さとうきび生産を拡大し、それを中心にして農業経営の安定化を図ろうとしたのである。また、この熊毛地区に限ったことではないが、製糖工場の設立は本土の精糖企業の出資・協力などにみるように、それにとっても多大なメリットがあった⁽¹³⁾。こうした双方の思惑を背景に、1956年11月、熊毛地区の種子島に朝日開発が設立され、翌1957年12月に新式含蜜糖工場(中種子工場。150トン)の操業が開始されることになったのである。

ちなみに、本土企業及びその関連精糖企業の鹿児島南西諸島における製糖企業への出資・協力であるが、たとえば、大島地区では、横浜精糖が大島糖業へ、日本火災海上保険(系)が帝国物産へそれぞれ出資、また、フジ製糖、三菱商事、日本精糖などが奄美興発へ出資・協力、そして、すでに触れたように、

大洋漁業(現在のマルハ)が大洋殖産へ出資した。一方、熊毛地区では、新光製糖が朝日開発へ出資した。

ここで、これらの製糖企業の設立の背景について若干考えてみよう。端的には本土の砂糖を取り巻く環境が大きく変化しつつあったことである。すなわち、1955年4月、粗糖の輸入システムが変化した。つまり、内外から批判が少なくなかったそれまでのリンク方式がIMFの最終的停止勧告によって外貨割当方式になった。その影響であるが、リンク方式のもとでは、それが主として国際収支難の解消や輸出振興などを意図していたものの、一定の条件を満たせば粗糖輸入はある程度自由であったから、外貨割当方式の導入によってそれが事実上制限されることになった⁽¹⁴⁾。

しかも、翌1956年10月にスエズ紛争が勃発したのに加えて、主要産糖国のキューバの干ばつ、欧州諸国における甜菜の不作などによって、国際砂糖市場が供給過剰から需給逼迫に一変し、国際糖価も高騰した。そのため、国内糖価も暴騰し、国内の砂糖需給はきわめて不安定な状況となった。その意味からも、甘味資源作物の生産拡大と製糖企業の育成は重要な課題となったのである。もちろん、鹿児島南西諸島における製糖企業の設立もその一環であった。

ところで、これらの製糖企業はいかなる展開をみせたのであろうか。たとえば、その基礎となるさとうきびの集荷状況に関してみると、依然としてさとうきびの大半が従来からの小規模な共同製糖場で処理されており、新式含蜜糖工場への出荷はきわめてマイナーなものにとどまっていた。そのため、その産糖量も全体の生産量のほんの一部に過ぎなかった。糖業関係者の当初の意気込みは完全に裏切られてしまったのである。

具体的には、たとえば、さとうきびの集荷についてみると、大島地区の製糖工場では1955年度には生産量全体の4.3%、1957年度

でも同 13.1%に過ぎなかった。また、熊毛地区の製糖工場でも 1957 年度には生産量全体（ただし、種子島の生産量）の 19.0%、翌 1958 年度には同 30.0%に過ぎなかった。特に、当初、後者の朝日開発ではさとうきびが不足し、産糖量も 792 トンにとどまってしまった。そのため、1958 年 4 月の初年度の決算で大幅な赤字となってしまった⁽¹⁵⁾。

この背景であるが、熊毛地区に限らず、糖業の発展にはこうした大規模な製糖工場の進出が必要であることは十分認識されていたが、既存の製糖場を直ちに閉鎖できなかったことが大きく影響した。その端的な例が復帰後の大島地区に設立された動力製糖場であった。ちなみに、それは従来からの水力及び畜力を利用した小規模な製糖場にとって代わり、復帰時の 1953 年の 190 か所から、1956 年には 570 か所にも増加した⁽¹⁶⁾。

問題は、この動力製糖場の閉鎖が困難であった理由であるが、これらには復帰前後処理費及び復興事業費などによる政府補助に加えて、農協の融資などによって設立されたものが少なくなかったことである。ちなみに、1956 年現在、復興事業による農協、糖業小組合を対象とした補助工場（1/2 国庫補助、残りの 1/2 は自己資金（含む融資））は 64 工場に達した。しかも、それらのうち、15 トン以上の小型工場のすべてが補助工場であった⁽¹⁷⁾。したがって、その多くは設立後僅か 2～3 年しか経っていなかったため、多額の借入金を抱えており⁽¹⁸⁾、閉鎖したくてもできなかったのである。

しかし、農協をはじめ、自治体などがこうした製糖企業を積極的にバックアップした。たとえば、大島地区の大島糖業についてみると、農林省『奄美群島の糖業事情』（1958 年）のなかで、工場設立に際して大島復興事業費の中から天城村農協及び鹿浦農協に対し夫々 525 万円の補助金が交付され、両農協は自己資金を以て新式工場を設立する能力がないた

め大島糖業会社に工場設立を依頼した形である。更に一工場当 1,050 万円の融資を農協を通じて受けている。謂ば大島糖業会社は農協事業を肩替わりした形で生まれたのである⁽¹⁹⁾、と述べられている。したがって、一部では反発があったものの、農協の協力はむしろ当然であった。

また、熊毛地区の朝日開発についても、西之表市は南島開発が倒産したことに加えて、これは南種子町についても同様であったが、既存の製糖場の将来が未解決のままの進出であったため、当初、批判的な態度をとった。しかし、その誘致に積極的な役割を果たした工場所在地の中種子町の一体となった啓蒙宣伝が功を奏した⁽²⁰⁾。

その結果、製糖企業のさとうきび不足も次第に解消し、その経営も軌道に乗り始めた。たとえば、大島地区の製糖工場では 1958 年度にはさとうきび生産量全体の 22.9%が集荷され、翌 1959 年度には同 34.3%、そして 1961 年度には同 64.9%に達した。また、熊毛地区の製糖工場では 1960 年度には同（ただし、種子島の生産量）59.0%に達した。つまり、1960 年代はじめにはそれぞれの地区のさとうきび生産量の過半が製糖工場に出荷されることになったのである。

これに伴って、既存の製糖場の閉鎖が進展することになった。それを示したのが第 18 表である。これによると、たとえば、大島地区では 1955 年度に 2,484 か所（具体的には、大島本島 419 か所、喜界島 273 か所、徳之島 1,180 か所、沖永良部島 299 か所、与論島 313 か所。以下同様）であったが、1957 年度には 1,141 か所（320 か所、220 か所、414 か所、85 か所、102 か所）に、1959 年度には 737 か所（269 か所、192 か所、153 か所、81 か所、42 か所）に、そして、1961 年度には 351 か所（183 か所、68 か所、62 か所、22 か所、16 か所）になった。

同様に、熊毛地区ではそれぞれ 190 か所

第18表 小型含蜜糖工場数の推移

(単位：所)

	大島地区	熊毛地区	計
1947年度	4,832	139	4,971
48	5,134	132	5,266
49	4,782	143	4,925
50	4,486	154	4,640
51	4,387	173	4,560
52	4,386	177	4,563
53	4,048	181	4,229
54	-	186	-
55	2,484	190	2,674
56	1,321	196	1,517
57	1,141	181	1,322
58	818	167	985
59	737	138	875
60	595	120	715
61	351	94	445
62	341	77	418
63	293	78	371
64	253	45	298
65	140	25	165

資料：鹿児島県大島支庁『南西諸島の糖業』(1972年7月)。

注(1) 1954年の大島地区は不明。

(2) 1962年度までは含蜜糖工場のみであったが、翌1963年度からそれは大・中型工場と小型工場に分けられた。ここでは後者の工場数を示した。

(具体的には、種子島165か所、屋久島25か所。以下同様)、181か所(156か所、25か所)、138か所(115か所、23か所)、94か所(88か所、6か所)になった。その結果、全体でも445か所にまで減少した。1948年度には5,266か所を数えていたからほぼ1/10以下になったことになる。とりわけ大島地区の大幅な減少は注目に値する。

注(1) 当時、奄美本島に在住していた島尾伸三は、その著『星の棲む島』(岩波書店、1998年3月)のなかで、「沖縄へ行ったとか、暮らしていたというだけで、羨望的になりました」(同書、78頁)と回想している。

(2) これについては、松原治郎『奄美群島の振興と開発』(松原治郎・戸谷修・蓮見音彦編著『前掲書』(105～125頁)を参照のこと。なお、この措置法は、当初、1954年6

月～1958年3月を期間としていた。しかし、復興が計画通り進展しないため、その後、「奄美群島振興特別措置法」(1964年)、「奄美群島振興開発特別措置法」(1974年)など名称の変化に加えて、その内容も一部改正がされたが、ほぼ5年間隔で延長され今日に至っている。

(3) 農林省農業改良局『前掲書』(24～25頁)によれば、具体的には、(1)既設動力製糖場の復旧改善による製糖能率の向上、(2)郡下4,156か所を数える畜水力個人経営の製糖場を廃止し、近代化された動力用製糖場の新設共同化への切り替へによって甘蔗の圧搾汁率と製糖能率を高め質の向上を期する、であった。

(4) 鹿児島県戦後農業史編集委員会編『前掲書』(620頁)。しかし、実際にはそれぞれ1万7,022トン、2万2,761トン、1万5,452トンにとどまり、目標には達しな

かった。

- (5) 久保田富三編『日本の甘蔗糖業』(日本甘蔗糖工業会, 1962年, 33頁)。
- (6) ある共同製糖場の責任者に、会社(筆者注、製糖企業)の進出をどう思うかと尋ねてみたところ、結論として賛成であると答えた。その理由は、貧困の為に青葉売をしたり高利貸しから金を借りなければやっていけない小作農や貧農が集って共同製糖場を営んでいても不安定だし、時には救いようもない落伍者が出ることもあるし、設備改善も思うようにできない。さりとて個人製糖場に委託製糖すれば、みすみす高い加工賃をとられる。いっそのこと、会社が進出して原料を買取ってくれれば、各人は加工の必要もなく楽になるという。……中略……しかし村の幹部や農協の幹部になると、会社の進出について懐疑的であったり、判然と反対する者もある。例えば或る農協の幹部は、大島の農協は黒糖でもっているから、黒糖が農協から切離されれば農協が立ちいなくなるという。また、擬制的共同製糖場の経営主は、最も熱心に反対を唱える。いうまでもなく、彼等にとって会社の進出は死活問題だからである(市岡幸三「前掲論文」, 184~185頁)。
- (7) 市岡幸三「前掲論文」(154頁)。ただ、深刻な燃料不足に陥っているし、製糖組織、製糖方法などに関しても問題が少なくない、としている(175~185頁)。
- (8) 久保田富三編『前掲書』(33頁)。
- (9) この帝国物産は、1955年7月、商社である江商の高木重雄氏によって資本金500万円で設立され、同年12月、1,200万円に増資された。当初からの含蜜糖(黒糖)の製造販売に加えて、1957年8月には、パイナップル缶詰工場を建設し、パイナップルの栽培と缶詰の製造販売にも乗り出すことになったが、1960年4月に千葉製糖に譲渡された。そして、翌1961年9月、共和製糖系の共和産商の資本参加により社名を共和産商(資本金5,000万円)に変更した(町誌編集委員会編『知名町誌』, 知名町役場,

1982年6月, 489~492頁)。

- (10) 南栄糖業株式会社「さとうきびと花の沖永良部島の糖業」(『砂糖類月報』1984年9月号, 17頁)。また、フジ製糖株式会社編『フジ製糖50年史』(フジ製糖株式会社, 1997年11月, 31~32頁)も参照のこと。
- (11) 財団法人九州経済調査協会『南九州の農産加工業』(研究報告No. 87, 1961年3月, 46頁)。
- (12) 萩原茂「前掲論文」(230頁)。
- (13) これについては、拙稿「沖縄のさとうきび生産と糖業に関する「覚書」(下)」(『農総研季報』No. 35, 1997年9月, 33~34頁)を参照のこと。
- (14) 中島常雄編『前掲書』(217頁)。
- (15) 新光製糖株式会社社史編集委員会編『前掲書』(42~43頁)。
- (16) 鹿児島県戦後農業史編集委員会編『前掲書』(622頁)。なお、水力及び畜力製糖場は同期間に4,191か所から836か所に減少した。
- (17) 前掲論文「九州の糖業——工場誘致政策のもたらしたもの——」(6頁)。なお、融資政策の転換によって小型工場への補助は1957年で打ち切られ、新式工場にのみ融資されることになった。そのため、小型工場の増加が停滞する一方で、大型黒糖工場が設立されることになった。
- (18) 萩原茂「奄美地域の糖業(V)——明治維新以降製糖企業進出期に到る変遷——」(『鹿児島大学農学部学術報告』第44号, 1994年3月, 94頁)。
- (19) 農林省振興局『奄美群島の糖業事情』(1958年, 79頁)。
- (20) 新光製糖株式会社社史編集委員会編『前掲書』(42頁)。中種子町は、当時鹿児島県経済連の専務理事であった田原誠助氏(元台湾製糖ジャワ事業部)を介して、新光製糖に工場誘致の要請を行った。

(3) 分蜜糖工場への転換と拡充

1958年6月、政府(農林省)は国内産糖の保護、育成のための通達を出したが、さらに、

翌 1959 年 2 月、「甘味資源の自給力強化総合対策」を発表し、すでに触れたように甘味資源作物と国内産糖の保護、育成の強化を図ることになった。そのため、それに沿って鹿児島県も従来の農業振興計画を見直し、新たに 1960～69 年度の 10 年間を期間とする「甘蔗糖業長期振興計画(1960～69 年)」を策定し、その振興を積極的に推進することになった⁽¹⁾。

それによると、第 19 表にみるように、1969 年度の鹿児島県の産糖量は 14 万 4,073 トンにすることを目標とした。したがって、10 年間で約 3.7 倍に拡大させることとした。しかも、1960 年度には全体の 90.2% が含蜜糖で、分蜜糖は同 9.2% にとどまっていたが、1969 年度にはそれぞれ同 29.2%、同 70.8% にすることにした。そのため、大島地区及び熊毛地区のそれぞれで含蜜糖から分蜜糖への転換を進める、とされているが、とりわけそれを進めるのが前者で、1960 年度にはそれは僅か全体の 7.5% に過ぎなかったが、1969 年度には同 74.9% にすることとしている。

また、産糖量を製糖工場の規模別にみると、1969 年度には大型工場で全体の 83.3%、小型工場で同 16.7% を占めることを目標とし

た。1960 年度がそれぞれ 53.5%、46.5% であったから、前者のシェアを大幅に拡大させる、としている。しかも、1960 年度には前者の生産量のうち、全体の 81.7% が含蜜糖で、したがって、分蜜糖は同 11.3% にとどまっていたが、1969 年度にはそれぞれ 15.0%、85.0%、とする、としている。つまり、大型工場で分蜜糖を主体とすることを目標としたのである。

こうした計画に伴って、鹿児島南西諸島では既設の製糖企業が新工場の建設ないし既存工場の拡充を図ることになったが、これに加えて新たな製糖企業も設立されることになった。しかも、「甘味資源の自給力強化総合対策」に沿って、すでに触れたように、鹿児島県の「甘蔗糖業長期振興計画」が含蜜糖から分蜜糖への転換を強力に推進したため、既存の製糖工場の多くが分蜜糖工場へ転換することになった。また、新設の製糖工場の多くは分蜜糖生産でスタートした⁽²⁾。

たとえば、大島地区では、すでに触れたように、1958 年 10 月に大洋殖産が徳之島(伊仙工場。300 トン)に国内ではじめての分蜜糖工場(耕地白糖を製造)を建設していたが、翌

第 19 表 甘蔗糖業長期振興計画 (1960～69 年) の概要

(単位: t)

	大 島 地 区				熊 毛 地 区			
	大 型 工 場		小 型 工 場		大 型 工 場		小 型 工 場	
	分蜜糖	含蜜糖	分蜜糖	含蜜糖	分蜜糖	含蜜糖	分蜜糖	含蜜糖
1960年度	2,160	12,522	-	14,278	1,605	4,307	-	3,639
61	28,490	1,680	-	13,518	5,386	7,548	-	3,186
62	38,280	1,820	-	17,223	10,492	11,655	-	2,825
63	48,384	4,368	-	16,419	18,959	13,459	-	2,013
64	52,186	4,368	-	16,309	27,455	15,390	-	2,491
65	55,296	5,040	-	17,634	29,498	14,964	-	2,756
66	56,808	5,376	-	21,467	29,498	14,964	-	2,756
67	64,560	2,170	-	22,147	29,498	14,964	-	2,756
68	71,880	3,185	-	20,784	29,498	14,964	-	2,756
69	72,540	3,038	-	21,277	29,498	14,964	-	2,756

資料：鹿児島県『甘蔗糖業長期振興計画 (1960～69 年) 』(1961 年 9 月)。

1959年11月には九州製糖(三井物産系列)の主導のもとに生和糖業が喜界島に設立され、含蜜糖工場(池治工場。150トン)を建設したのに加えて⁽³⁾、前出の大島糖業が徳之島の含蜜糖工場に隣接して分蜜糖工場1か所(目手久工場。220トン)の新設と既設の徳之島の含蜜糖工場2か所のうち、1か所を分蜜糖工場(平土野工場。150トン)に転換した。また、熊毛地区では、前出の朝日開発が工場を大幅に増設した(1958年には200トン、翌1959年には250トン、ただし、含蜜糖生産)。

1960年代以降、工場の新設と増設が一段と加速されることになった。たとえば、大島地区では、1960年9月には横浜精糖の資本及び技術供与によって大和製糖が設立され、徳之島に含蜜糖工場(花徳工場。50トン→100トン(1963年度))を建設した。また、翌1961年12月には大洋殖産が徳之島(徳和瀬工場)に、富国製糖(大日本製糖系)が大島本島北部(笠利町、奄美工場)にそれぞれ分蜜糖工場を建設した。しかも、これらのうち、徳和瀬工場は200トン→280トン(1963年度)→350トン(1964年度)→650トン(1965年度)、奄美工場は200トン→400トン(1963年度)→450トン(1964年度)→500トン(1965年度)とそれぞれ大幅に増設した。

また、1962年12月には南島開発が与論島に共和製糖との提携により含蜜糖工場(与論工場(ただし、1963年12月に分蜜化)。150トン→200トン(1964年度)→400トン(1966年度))を、さらに、1963年12月には拓南製糖(東洋精糖系)が大島本島南部に含蜜糖工場(瀬戸内工場(ただし、1964年12月に分蜜化)。150トン→200トン(1963年度))をそれぞれ建設した⁽⁴⁾。

これらに加えて、前述の大島糖業の犬田布工場が50トン→75トン(1962年度)→100トン(1964年度)、同平土野工場が150トン→300トン(1960年度)→400トン(1964年度)→800トン(1965年度)に、同目手久工場が220

トン→300トン(1960年度)→500トン(1963年度)→550トン(1964年度)に、大洋殖産の伊仙工場が300トン→400トン(1963年度)→550トン(1964年度)に、生和糖業の池治工場が150トン→250トン(1961年度)→300トン(1962年度)→500トン(1963年度)→550トン(1964年度)→750トン(1965年度)に、帝国物産(前述のように、1961年9月、共和製糖系の共和産商が資本参加し、社名を共和産商に変更。そして1962年11月、南栄糖業となる)の知名工場が30トン→300トン(1960年度、分蜜化)→550トン(1964年度)に、奄美興発(南栄糖業)の和泊工場が100トン→300トン(1960年度、分蜜化)→400トン(1961年度)→600トン(1962年度)→650トン(1964年度)にそれぞれ増設した⁽⁵⁾。こうした結果、大島地区ではすべての島に製糖工場が建設され、しかも、そのほとんどで増設されたうえに、分蜜化されることになった。

一方、熊毛地区では、朝日開発の工場新設に加えて、その増設も急ピッチで行われた⁽⁶⁾。はじめに、前者については、1961年11月に種子島に分蜜糖工場(西之表工場。300トン)、翌1962年12月に種子島に新しい分蜜糖工場(南種子工場。320トン)、そして1963年2月には馬毛島に含蜜糖工場(馬毛島製糖所。50トン)をそれぞれ建設した。次に、後者については、中種子工場が250トン→350トン(1960年度)→700トン(1961年度)→900トン(1965年度)に増設を行ったが、それと同時に分蜜糖生産も開始した。また、1962年度から西之表工場も増設した(300トン→380トン)。さらに、この朝日開発とは別に、1961年3月に日本澱粉工業が屋久島に分蜜糖工場(屋久島製糖工場。200トン→250トン(1962年度))を建設し、操業を開始した。

その結果、大島地区の大型製糖工場(ただし、1964年度を最後に操業中止した大和製糖の花徳工場及び大島糖業の犬田布工場を除く)は11か所、製糖能力5,700トンに、また、

熊毛地区では同4か所(ただし、1964年度を最後に操業中止した馬毛島製糖所を除く)、同1,910トンになった。とりわけ後者のうちの朝日開発の増設は注目に値する(150トン→1,960トン)。

こうした既設工場の増設及び新工場の建設によって、さとうきびの大半がこれらの工場に出荷されることになった。たとえば、大島地区では1963年度にはその生産量の75.6%に、翌1964年度には同87.7%に達した。また、熊毛地区では1964年度には同92.7%に達した。その結果、既存の製糖場は一段と減少し、製糖業自体の農工分離が確立されることになった。また、既存の製糖場との原料獲得競争によって割高となっていたその価格も次第に落ち着きはじめることになった。

しかし、新たな問題が生じた。大島地区を中心に製糖工場が大幅に増加し、圧搾能力が増大したにもかかわらず、さとうきびの生産が伸び悩み、製糖工場は深刻なさとうきび不足に見舞われ、適正操業率の維持が困難になったからである。たとえば、沖永良部島では奄美興発と共和産商が生産される4～6万トンのさとうきびの争奪戦を演じるまでになった⁽⁷⁾。こうしたなかで、梢頭部つきのさとうきびばかりでなく、泥つきのそれさえも公然と黙認されることになったし、また、その結束に縄を使用する者には補助金をださなければならなくなった。そのため、製糖企業の集荷経費は増大し、それでなくても高い製造コストは一段と高くなり、経営は赤字に陥ってしまった⁽⁸⁾。

しかも、一方では遠からず粗糖の輸入自由化が実施されるのではないかと、との声も次第に高まりつつあり、さとうきび生産や糖業のあり方に懸念が生じつつあった。そのため、実圧搾日数が100日にも満たない工場が現れ、それらの経営問題すら表面化することになった。さとうきび生産が製糖企業の乱立に迫いつかなかったのである。

そこで、1962年、政府及び鹿児島県は一島一社制を推進し、各島内の企業統合を実施することになった。また、翌1963年には、従来は島の実情により一様な形態でなかった原料集荷を⁽⁹⁾、農協の「原料一元集荷方式」、つまり、農協を中心にして収穫の際の共同作業組織である刈り取り班を組織して、原料入手の確実化を図ることになったのである。これによって、さとうきび生産者よりもむしろ製糖企業に利便をもたらすことになったが⁽¹⁰⁾、その集荷体制が根本的に変化するようになった、といえよう。

これらに関する具体的な展開であるが、たとえば、前者については、大島地区の沖永良部島では、1962年11月に農林省の指導のもとで奄美興発に加えて、共和産商、鹿児島県経済連、和泊・知名両町農協などが共同出資し、新たに南栄糖業が設立された⁽¹¹⁾。また、1966年2月に喜界島の生和糖業が分蜜糖工場に転換し、製糖能力を150トンから250トンに増設した名古屋精糖系の大和製糖(手久津久工場)を吸収合併した。さらに、同年5月に徳之島の大島糖業と大洋殖産が合併し、南西糖業が設立された。

一方、熊毛地区では1963年1月に朝日開発を本土の親会社、新光製糖が吸収合併して新光製糖・鹿児島事業部として発足し、翌1964年10月、野村貿易との折半出資により新光糖業が設立された。そして、1965年3月には馬毛島の含蜜糖製造所が閉鎖された。

また、後者については、具体的には、たとえば、大島地区の沖永良部島及び大島本島(瀬戸内町)の例では製糖企業の要請で、製糖企業(工場)、町役場、農協からなるメンバーで集荷対策本部を組織し、まず同本部の企画によってさとうきび刈り取りの順番を決める。そして、本部からの指令によって工場農務部の担当員、推進員が刈り取り班長以下10～15人の刈り取り班をひきつれてさとうきびの収穫を行うが、その際、実際に刈り取り班

のメンバーとして作業をするのは農民で、生産者(農民)が支払う1トン当たり約1,000円程度の調整費でまかなわれるようになっていた⁽¹²⁾。このように、農協の役割が非常に重要なものとなった。

ともあれ、鹿児島南西諸島の製糖企業は転機を迎えていた、といっても言い過ぎではない。これを裏付けるように、鹿児島離島の砂糖生産は次第に伸び悩み、鹿児島県の「甘蔗糖業長期振興計画」の目標を下回った。たとえば、1964年度の砂糖生産量は「甘蔗糖業長期振興計画」では全体で11万8,127トンであったが、実際には同9万9,019トンにとどまった⁽¹³⁾。とりわけ熊毛地区が非常に不振で、大島地区では同8万2,401トン(「甘蔗糖業長期振興計画」の目標、同7万2,863トン)となったものの、同1万6,618トン(同4万5,336トン)に過ぎなかった。

ただ、そのなかで注目すべきことは分蜜糖への転換が「甘蔗糖業長期振興計画」の目標を大幅に上回ったことである。たとえば、「甘蔗糖業長期振興計画」では1964年度の方蜜糖生産量の目標を10万2,038トンとしていたが、実際には8万7,201トンにとどまった。したがって、たしかに分蜜糖の生産量自体は目標を下回ったことになる。しかし、「甘蔗糖業長期振興計画」では分蜜糖への転換率を70.8%としていたが、前述の砂糖生産量のうち、大島地区の方蜜糖生産量は7万1,830トン、同様に、熊毛地区のそれは1万5,371トンに上ったため、転換率は全体で88.1%にも達した。とりわけ熊毛地区では、大島地区に比べて生産量自体は少なかったが、それは全体の92.5%に達した。

問題は、この両地区の違いをどうみるか、ということであるが、大島地区には大型・中型含蜜糖企業の島田製糖(大島・南部)、栄田製糖(同)、大和製糖(喜界島)、早町製糖(同)、大和製糖(徳之島)、天城製糖(同)、大島製糖(同)、徳南製糖(同)などに加えて、次第に減

少しつつあったものの、依然として小型含蜜糖工場が全体で253か所(大島・北部38、同・南部51、喜界島39、徳之島93、沖永良部島29、与論島3)もあったからである。一方、熊毛地区には、全体の生産量も少なかったが、前者は分蜜糖に加えて、含蜜糖も製造していた日本澱粉工業の屋久島製糖工場のみ、後者も45か所(種子島41、屋久島4)に過ぎなかった⁽¹⁴⁾。

注(1) 鹿児島県・鹿児島県甘蔗糖業協議会『甘蔗糖業長期振興計画(案)——(1960～1969年)——』(甘蔗糖業資料1号、1961年9月)。ただし、1962年に実績を踏まえて計画の一部見直しが行なわれた。ここで示したのは当初計画である。

(2) 鹿児島県戦後農業史編集委員会編『前掲書』(622～623頁)。

(3) 中野哲二・高橋良宣・呼子徹・今木秀和・野元健作・金原達夫「前掲論文」(28頁)。当初、九州製糖、奄美興発、大島糖業の3社が進出の意向であったとしたが、鹿児島県知事の調停により九州製糖と奄美興発の合併で生和糖業が設立された(食糧庁砂糖類課甘しゃ糖係『鹿児島県(南西諸島さとうきび生産振興地域)および沖縄における製糖(分蜜糖)企業の概況』(1968年5月、9～10頁))。なお、1962年末までに奄美興発の持株のすべて(資本金5,000万円の半額)を九州製糖に譲渡した(フジ製糖株式会社『前掲書』、33頁)。

(4) 高橋良宣・呼子徹・太田正博・金原達夫・野元健作「大島本島南部の経済」(『地域研究』第12巻第2号、1982年12月、13～51頁)。

(5) 南西糖業株式会社社史編纂委員会編『30年のあゆみ』(南西糖業株式会社、1997年4月、131頁)及び鹿児島県農政部特産課『前掲書』(72～73頁)。

(6) 新光糖業株式会社「北限の糖業地・種子島」(『砂糖類月報』1984年2月号、25頁)。

(7) 南栄糖業株式会社「前掲論文」(17頁)及

び食糧庁食品課『鹿児島県における甘しや糖業事情』(1963年9月, 86~91頁)。なお, こうしたさとうきびの争奪戦は喜界島でも起こった。これについては, 生和糖業株式会社「素朴な島“喜界”の糖業」(『砂糖類月報』1985年4月号, 22頁)を参照のこと。

(8) 前掲論文「九州の糖業——工場誘致政策のもたらしたもの——」(10頁)。

(9) 食糧庁『鹿児島県西南諸島における甘しや糖(分蜜糖)の標準原価の検討について(甘しや糖標準原価資料第1)』(1963年12月, 28頁)。富国製糖をはじめ, 生和糖業, 大島糖業, 大洋殖産は製糖企業自らが集荷する自社集荷で, 南栄糖業及び新光糖業は委託集荷, 日本澱粉工業は農協集荷であった。ただ, 一部製糖企業を除いて, 集荷経費(集荷手数料+運搬費)に大きな相違はみられなかった。

(10) これに関して, 米浪信男は以下のように述べている。すなわち, 「この方式は農民と製糖企業の間に農協が介在することによって一見農民に利便もたらす(実際, ある程度はそうであった)かのようにみえたが, むしろ製糖企業にとって益するところが多かった。すなわち, 製糖企業にとってこの方式の採用により, これまでのように原料甘蔗を入手するために各甘蔗農家を奔走して回る必要がなくなり, 収穫期には自己の工場の処理能力に応じた原料甘蔗を農協を通じて予め割当てておいた甘蔗作農家グループごとに収穫するように指令するだけで確保することができるようになったからである。」(米浪信男「前掲論文」, 17~18頁)。

(11) 南栄糖業の設立については, フジ製糖株式会社『前掲書』(33~34頁)及び町誌編集委員会編『前掲書』(493~499頁)を参照のこと。なお, 鹿児島県でも南西諸島ではなく, 本土の枕崎市にも1965年12月に薩南製糖が横浜精糖50%, 地元農協連50%の出資により設立(横浜精糖, 三井物産, 東食と提携)され, 分蜜糖工場(150トン)が建設された(農林省砂糖類課甘しや糖係『前

掲書』, 21頁)。

(12) 「日本復帰15年目を迎えた奄美群島(下)——奄美群島の糖業と甘蔗農業——」(『九州経済統計月報』Vol.22 No.6, 1968年6月, 27頁)。なお, 沖永良部島の南栄糖業は1962年12月1日に和泊・知名両町農協を通じ鹿児島県経済連より一元供給を受ける一元集荷契約を締結し, 原料安定供給の基礎が確立された(南栄糖業株式会社「前掲論文」, 17頁)。

(13) 実際値については, 鹿児島県大島支庁・奄美大島糖業振興会『前掲書』(24~25頁)を参照のこと。

(14) 当時の具体的な状況については, 食糧庁食品課(牟禮忠・古積康雄)『鹿児島県南西諸島における甘しやならびに甘しや糖事情について(調査報告)』(1963年3月)に詳しい。

(4) 「糖安法」と糖業の再編

1964年3月に「甘味資源特別措置法」, 1965年6月に「砂糖の価格安定等に関する法律」, いわゆる「糖安法」がそれぞれ公布, 施行された。そして, それに伴って農林大臣はさとうきびの最低生産者価格に加えて, 甘蔗糖の買入価格と売戻価格(ただし, 「甘味資源特別措置法」のもとでは, 後者は入札によって決定)を決定することになった⁽¹⁾。

これらの措置によって, その対象は分蜜糖のみであったが, かつては大阪黒糖相場に, そしてその後は上白糖相場にスライドしていたために, 大幅な変動を余儀なくされていた鹿児島南西諸島の甘蔗糖価格は安定することになった⁽²⁾。「甘味資源特別措置法」及び「糖安法」のもとでの糖価安定事業団による鹿児島産糖の買入価格などを示したのが第20表である。

たとえば, 1965年度における糖価安定事業団による買入価格は1965年11月20日に1トン当たり8万3,500円と告示された。また, 売戻価格は同6万9,527円に決定された。しかも, 後者については, 1965年12月下旬

第20表 甘蔗糖の買入価格——1964～75年度——

(単位：円/t, t)

	買入価格	備 考	
		買入数量	平均売戻価格
1964年度	92,000	70,997	58,580
65	83,500	87,108	69,227
66	83,400	101,485	65,884
67	85,300	96,688	66,035
68	85,000	88,202	65,769
69	88,000	94,012	66,898
70	93,000	77,345	74,042
71	96,600	72,910	82,115
72	102,100	77,774	76,757
73	122,700	82,945	88,700
74	169,800	73,314	159,604
75	181,400	80,579	146,388

資料：鹿児島県『南西諸島の糖業』（1976年10月）。

注(1) 1964年度の買入価格は内地食糧庁指定倉庫渡しベース。

(2) 1965年度以降の買入価格は工場コストベース。

～翌1966年3月下旬まで同価格（ただし、1966年4月上旬は同6万8,094円、同年4月下旬は同6万8,572円、同年5月上旬及び同下期は同6万9,527円。砂糖年度平均では同6万9,227円）とされた。

したがって、製糖企業はこの売買差額、1トン当たり1万3,973円の収益を確保することになった（ただし、1965年12月下旬～翌1966年3月下旬、同年5月上旬及び同下期。砂糖年度平均では1万4,273円。以下同様）。ちなみに、この1万3,973円（1万4,273円）のうち、国内産糖合理化目標価格相当額を上回る5,650円（5,650円）が交付金で、また、それを下回る8,323円（8,623円）が調整金によってそれぞれ補填されることになった⁽³⁾。

しかし、こうした「糖安法」のもとでの価格決定システムにも問題が少なくなかった。その理由をいくつか指摘すると、まず第1に、さとうきびの最低生産者価格は農業パリティ方式にしたがって決定されたものの、1960年代後半のその引き上げ幅は僅か2.3%強（対前年度上昇率の平均。ただし、brix 19°

以上。brix 16°以上19°未満は1.6%強。また、平均取引価格（鹿児島県平均）のそれは1.2%弱）ときわめて小さかったために、製糖企業にとって、いわば致命的な問題であるさとうきび不足が一向に是正されず、適正操業を維持することができなかったことである。

ちなみに、第21表にみるように、1967年11月現在、鹿児島南西諸島における分蜜糖工場の1日当たり製糖能力は全体で7,610トンに達していた。一方、同年度のさとうきび生産量は8万5,515トンであったが、そのうち含蜜糖工場の処理量を差し引いた分蜜糖工場のそれは8万200トンにとどまっており、原料不足は否めなかった。とりわけ大島地区の分蜜糖工場の処理量は5万6,398トンに過ぎず、その1日当たりの製糖能力、5,700トンからみて原料不足は深刻な問題であった。

第2に、敢えていうまでもないが、鹿児島南西諸島は自然的、地理的条件の異なる島からなっているため、その歩留まりもそれぞれ異なっていたが、買入価格は標準的な製造コストで算出され同一とされていたことである。

第21表 鹿児島南西諸島の分蜜糖製造企業

(単位: t/H)

地区	企業名	島名	工場名	操業開始年	原料処理能力
大島地区	富国製糖	大島本島	奄美工場	1961	500
	拓南製糖	〃	瀬戸内工場	1963	200
	生和糖業	喜界島	池治工場	1960	750
	〃	〃	手久津久工場	1965	250
	南西糖業	徳之島	平土野工場	1955	800
	〃	〃	目手久工場	1959	400
	〃	〃	伊仙工場	1959	550
	〃	〃	徳和瀬工場	1961	650
	南栄糖業	沖永良部島	和泊工場	1957	650
	〃	〃	知名工場	1957	550
熊毛地区	南島開発	与論島	与論工場	1962	400
	新光糖業	種子島	中種子工場	1958	900
	〃	〃	西之表工場	1961	380
	〃	〃	南種子工場	1962	380
	日本澱粉工業	屋久島	屋久島製糖工場	1961	250
計	8社		15工場		7,610

資料: 糖価安定事業団『日本の糖業史』(1967年11月)。

注. 1967年11月1日現在のもの。

たとえば、歩留まりだけをみても熊毛地区は大島地区に比べて10%以上も低く(1965年度は前者が11.14%, 後者の平均が12.59%), 当然, 製造コストも異なっていた。ちなみに, 1965年度における糖価安定事業団による買入価格算定の歩留まりは11.7%で, 原料のさとうきび価格も実際の取引価格より低い1トン当たり5,850円の最低生産者価格(brix 19°以上)であった⁽⁴⁾。

第3に, 糖価安定事業団による買入価格の算定に際し, 製糖工場の規模格差が考慮に入れられていなかったことである。当時, 鹿児島南西諸島の製糖工場の1日当たり圧搾能力は200トンから900トンに及んでおり, さとうきびの集荷量に関しても1工場当たり1万3,000トン弱から6万7,000トン強の差があった。ちなみに, 1965年度における糖価安定事業団による買入価格算定の基礎となっ

た1工場当たりのさとうきび処理量は5万8,000トンであった⁽⁵⁾。

こうした理由から, 製糖企業の経営は一向に改善されなかった。そのため, 製糖企業各社は原料部門をはじめ, 工場部門, 製品販売部門などに関する合理化対策を進めるとともに⁽⁶⁾, 糖価安定事業団に買入価格を実情に合わせて複数建てとすることを要求するまでになった⁽⁷⁾。しかし, こうした要求はまったく受け入れられず, また, 原料のさとうきびも十分確保できず, 製糖企業のなかには経営不振から操業を停止するものが出始めた。

たとえば, 熊毛地区では, 1970年1月, 日本澱粉工業が屋久島製糖工場の閉鎖を申請し, 同年8月, 閉鎖された⁽⁸⁾。そのため, 従来からの小型含蜜糖工場を別にすれば, 屋久島には製糖工場が一つもなくなってしまった。また, 同年7月, 新光糖業が南種子工場

の操業休止を申請し(同年9月7日、農林大臣受理承認)、残りの西之表工場及び中種子工場で集中操業することにした。そして、1974年9月、南種子工場は廃止された。

一方、大島地区では、1971年8月、拓南製糖が瀬戸内工場の閉鎖を決定したのに加えて、同年12月、徳之島の南西糖業の目手久工場も操業を休止した。さらに、政府の甘蔗糖企業合理化対策事業の実施によって、1974年4月、休止中の南西糖業の目手久工場、同年9月に生和糖業の手久津久工場及び南栄糖業の知名工場がそれぞれ製糖業務を廃止した。その結果、熊毛地区では新光糖業の1社、2工場(ただし、馬毛島含蜜糖製造所を除く)、また、大島地区では5社7工場、また、それぞれの1日当たりの製糖能力は1,180トン、5,090トンとなった。これらを示したのが第22表である。

もちろん、こうした工場の閉鎖と同時に、政府や鹿児島県の指導のもとで製糖企業の合理化対策も積極的に進められた。当時、ほとんどの製糖企業は操業を続ければ続けるだけ損失が増大し、危機的状況にあったからである。ちなみに、1972年度末現在の製糖企業の累積損失額は15億円にも達していた。そこで、その打開策として実施されたのが、過

剰設備の処理及び設備資金借替え資金の融資である。

これらのうち、前者については、1974年5月に社団法人鹿児島県糖業振興協会(会員は鹿児島県及び製糖企業6社。出資金2,000万円)を設立して5億3,270万円の資金を借入れ、同協会が4社(新光糖業、生和糖業、富国製糖、南栄糖業)の過剰設備(5億9,315万3,877円)を買い上げた。また、後者については、1974年度における奄美群島振興開発計画の一環として鹿児島県が6億円の起債をして、奄美群島振興開発基金に貸付け、それを同基金は製糖企業に融資(ただし、金利年8%、元利均等10年償還)した。これらによって、製糖企業の経営は曲がりなりにも軌道に乗り始めることになった。しかし、こうした製糖企業の再編、とりわけ多くの工場閉鎖が及ぼした影響はきわめて大きく、決して無視できなかった。

ここで、こうした製糖工場の閉鎖のうち、拓南製糖の瀬戸内工場の閉鎖とその影響について詳しくみてみよう⁽⁹⁾。すでに触れたように、拓南製糖は1963年8月、本島南部の瀬戸内町に設立され、同年12月から操業を開始した。初年度は含蜜糖のみの製造で、分蜜糖は翌1964年12月から製造を開始した。

第22表 製糖企業の工場数と承認製糖能力

	工場名	承認製糖能力(t/日)	工場名	承認製糖能力(t/日)	工場名	承認製糖能力(t/日)	工場数計	承認製糖能力(t/日)計
富国製糖	奄美工場	460					1	460
生和糖業	喜界工場	900					1	900
南西糖業	平土野工場	900	伊仙工場	550	徳和瀬工場	950	3	2,400
南栄糖業	和泊工場	900					1	900
南島開発	与論工場	430					1	430
新光糖業	西之表工場	380	中種子工場	800			2	1,180
							9	6,270

資料：日本甘蔗糖工業会『日本甘蔗糖工業会年報』(第9号、1974年7月)。

注。1974年末現在のもの。

当初の製糖能力(1日当たり原料圧搾能力)は150トンであったが、1965年度には200トンに増設された。当時、瀬戸内町をはじめ、宇検村、住用村など本島南部のさとうきびの調達可能量(分蜜糖工場向け)は約2万トンであった。製糖日数を100日前後とすると、製糖能力はさとうきびの調達可能量にほぼ見合っていたことになる。にもかかわらず拓南製糖は1970年度を最後に操業停止を余儀なくされることになったのである。

その理由であるが、「糖安法」のもとで糖価安定事業団の国産甘しや糖の買入価格は鹿児島南西諸島の分蜜糖工場の平均さとうきび処理量(平均工場規模)を基礎として算定された。しかも、平均的なさとうきび処理量を有しかつ平均的な歩留率を実現している工場の製造コストに等しい金額に決定された。そのため、これらを上回らない限り、分蜜糖工場の経営は赤字となってしまう。拓南製糖の場合、後者は平均水準を上回っていたから、問題は前者にあったことになる。

ちなみに、すでに触れたように、分蜜糖の糖価安定事業団による買入価格算定の基礎となる平均さとうきび処理量は5万2,000トン(1969年度)であったから、拓南製糖のさとうきび処理量はその半分にも達していない。したがって、製造コストも高かった。そのため、製糖能力を増設してさとうきび処理量を増大させることが必要であった。しかし、製糖能力を増設しても、本島南部ではそれに見合ったさとうきびを調達することができなかった。本島南部には瀬戸内町の加計呂間島を中心にして10か所以上の含蜜糖工場があり、それが少なからずさとうきびを調達していたことを別にして、拓南製糖は長期的にも前述の平均さとうきび処理量を確保することは不可能だったからである。

しかし、さとうきび生産農家にとって、こうした分蜜糖工場の閉鎖は重大問題である。さとうきびを生産しても集荷してくれる分蜜

糖工場がなくなってしまったからである。そのため、さとうきびから野菜、果実、花卉、飼料作物など他の農産物への転作を推進するために、政府は「さとうきび生産者特別対策交付金」を交付することになったし、また、鹿児島県も1972年度から4か年計画で各種の対策事業を推進した⁽¹⁰⁾。

ただ、地域によっては依然としてさとうきび生産の継続を希望する農家が少なくなかったため、輸送コストは上昇するものの、別の分蜜糖工場に集荷を依頼しなければならなかった。しかし、すべてのさとうきび生産農家が別の分蜜糖工場に集荷を依頼できず、閉鎖されていた含蜜糖工場を再開するか、または残存のその原料とすることになった。さらに、さとうきび生産を止めなければならない農家も少なくなかった。

拓南製糖の場合、生産されたさとうきびの一部は本島北部の笠利町赤木名に唯一つ残された富国製糖に集荷を依頼することになった。宇検村及び住用村ばかりでなく、もっとも南部で輸送コストが嵩む瀬戸内町で生産されたさとうきびに関しても同様であった。ただ、当初は富国製糖の新式含蜜糖工場を含めて、すべてを含蜜糖工場の原料にせざるを得なかった。しかも、前者については、1971年度は富国製糖のさとうきび処理量全体の7%の2,696トンにのぼったものの、翌1972年度以降、大幅に減少した。

ちなみに、1972年度173トン、1973年度144トン、1974年度400トン、1975年度214トン、そして1976年度27トンであった。数年でほぼ1/10になってしまったことになる。なぜならば、本島南部ではさとうきびの集荷を農協が行っていたが、同北部は富国製糖が直接それを行っていたため⁽¹¹⁾、輸送コストが嵩むことを嫌ったからである。つまり、拓南製糖の工場閉鎖は富国製糖のさとうきび処理量にそれほど影響を与えず⁽¹²⁾、そのほとんどが小規模な本島南部の含蜜糖工場の原料

となったのである⁽¹³⁾。

しかし、富国製糖自体、さとうきび不足に悩まされていたことは否定できなかった。また、折しも経営者が交代し、従来からの経営政策も変更された。さらに、瀬戸内町及び鹿児島県も富国製糖に集荷協力の要請を積極的に行った。なかでも、瀬戸内町は集荷の見返りとして富国製糖に年額 200 万円の輸送コストの補助を行うことを決めた(ただし、1981 年度以降中止)。これらを背景に、富国製糖は本島南部をその原料集荷地域に編入し、1976 年度からこれら地域のさとうきびの集荷を開始することになったのである。

一方、含蜜糖工場であるが、すでに触れたように、本島南部に必ずしも限ったことではないが、畜力などを利用した小規模工場の閉鎖に加えて、近代的な分蜜糖工場の建設によって次第に減少した。とりわけ後者の影響は大きく、本島南部でも 1965 年度には 34 か所となった。1953 年度にはその数は 380 か所であったから、10 年強の間に僅か 1/10 以下になってしまったことになる。ちなみに、34 か所の含蜜糖工場のうち、大和村及び宇検村各 4 か所、瀬戸内町 24 か所、住用村 2 か所で、その大半が瀬戸内町に残されていた。

しかし、含蜜糖工場の減少はこれで終わった訳ではなかった。住用村の含蜜糖工場は 1968 年度から、また、宇検村のそれも翌 1969 年度から、そして大和村のそれも 1971 年度からそれぞれ操業を停止したため、1971 年度には瀬戸内町の 6 か所だけが残されることになったからである。つまり、拓南製糖の設立によって、本島南部の含蜜糖工場は激減したのである。

問題は、こうした含蜜糖工場が拓南製糖の工場閉鎖によっていかに変化したか、ということである。増加したのであろうか。たしかに、一時、それは 14 か所を数えるまでに回復した。しかし、それも長続きせず 1979 年度には再び 11 か所に減少してしまい、その再

建は僅かなものにとどまってしまった。その理由であるが、富国製糖の集荷が次第に軌道に乗り始めたうえに、含蜜糖工場の再建についても、放置された機械や工場の改修、製糖技術の回復、製品の販売ルートの再構築などの点から制約されたし、また、すでに触れたように、兼業化や転作作物の進展により農家のさとうきび生産の位置づけが大きく変化したことも影響した。

ところで、この 11 か所の含蜜糖工場であるが⁽¹⁴⁾、注目すべきことは、うち宇検村の 1 か所を除いてすべてが瀬戸内町にあり、しかも、そのうちの 6 か所が加計呂麻島にあったことである。つまり、本島南部の含蜜糖生産の中心は瀬戸内町で、その中心が加計呂麻島であった、ということである。加計呂麻島は離島であるため富国製糖に出荷するには輸送コストが嵩むため、その原料集荷地域から除外されていたうえに、その生産量も限られていたため、加計呂麻島内の従来からの小規模な含蜜糖工場でさとうきびを処理しなければならなかったのである。

ただ、加計呂麻島でも、過疎化と農業労働力の高齢化、女性化などを背景に、さとうきび生産が減少しつつあり、含蜜糖生産の製造に必ずしも積極的に取り組んでいる訳ではなかった。きわめて限られたさとうきび生産農家の、いわばたんなる原料処理場としての役割を果たしているだけであった。

注(1) これについては、拙稿「前掲論文」(39～41頁)を参照のこと。なお、「甘味資源特別措置法」のもとでの売戻(入札)価格は、入札日前 3 日目(入札日－3 日前 3 日目を含む)から前 5 日間の『日本経済新聞』による各砂糖取引所別上白の 1 期(当限引値)及び現物価格の算術平均価格を基礎として計算。

(2) 1950～57 年当時の大島地区における含蜜糖価格(名瀬港輸移出船甲板乗の価格、大阪相場など)については、農林省振興局

『前掲書』(28～30頁)を、また、1957～61年度の含蜜糖価格(大阪相場)については、食糧庁『前掲書』(84～85頁)をそれぞれ参照のこと。

- (3) 交付金＝(買入価格＋販売経費)－輸入関税－国内産糖合理化目標価格。ただし、国内産糖合理化目標価格＝(目標生産費＋販売経費)－輸入関税。したがって、交付金＝((8万3,500円＋4,250円)－4万1,500円)－4万600円＝5,650円となる。ただし、国内産糖合理化目標価格＝(7万7,950円＋4,250円)－4万1,500円＝4万700円(ただし、甜菜糖が4万503円なので、平均値である4万600円に決定された)。ちなみに、国内産糖合理化目標価格相当額＝国内産糖合理化目標価格＋輸入関税－販売経費＝4万600円＋4万1,500円－4,250円＝7万7,850円。そのため、調整金は8,323円となる。
- (4) なお、1966年度はそれぞれ12.22%、5,990円、以下同様に、1967年度は12.4%、6,120円、1968年度は12.4%、6,260円、1969年度は12.6%、6,410円、1970年度は12.25%、6,570円、1971年度は12.50%、6,750円であった。
- (5) なお、1966年度は5万5,000トン、1967年度は5万2,000トン、1968年度は5万6,500トン、1969年度は5万2,000トン、1970年度は5万1,400トン、1971年度は4万7,400トンであった。
- (6) 製糖企業各社の合理化対策については、食糧庁砂糖類課『甘しや糖企業合理化対策について』(1966年7月)を参照のこと。
- (7) 長嶋正久「鹿児島南西諸島の甘蔗工業について」(糖価安定事業団『糖価安定事業団年報(1965年度)』、1966年、125頁)。
- (8) その理由であるが、(1)土地条件が他の諸島に比し劣っていること、(2)経営面積の零細性、(3)競合作物の出現、が指摘されている(長嶋正久「南西諸島の甘蔗糖業について」(糖価安定事業団『糖価安定事業団年報(1969事業年度)』、1970年、165～166頁)。また、農林省砂糖類課甘しや糖係

『前掲書』(13頁)では、きび作は肥料代とか農協に対する借金返済のため止むく必要量だけ作っている、とされている。

- (9) 高橋良宣・呼子徹・太田正博・金原達夫・野元健作「前掲論文」(1～101頁)。
- (10) 鹿児島県大島支庁・奄美大島糖業振興会『前掲書』(112～128頁)。
- (11) 富国製糖株式会社「奄美大島本島北部における糖業」(『砂糖類月報』1984年11月号、21頁)。
- (12) 太田正博「甘蔗糖製造企業の経営分析——大島北部地区の甘蔗生産と富国製糖株式会社の経営分析——」(『地域研究』第11巻第1号、1981年6月、42頁)。
- (13) 中野哲二・高橋良宣・呼子徹・太田正博・野元健作・金原達夫「前掲論文」(1～91頁)。
- (14) この11か所の含蜜糖工場とは、倉元製糖工場(宇検村)、元田製糖工場(瀬戸内町：本島)、森製糖工場(同)、里山製糖工場(同)、酒井製糖工場(同)、西田製糖工場(瀬戸内町：加計呂麻島)、峯製糖工場(同)、野見山製糖組合(同)、上田製糖工場(同)、森製糖工場(同)、福山製糖工場(同)であった(高橋良宣・呼子徹・太田正博・金原達夫・野元健作「前掲論文」、38頁)。

(5) 経済構造の転換と鹿児島糖業

1970年代以降、わが国の砂糖市場は大きく揺れ動くことになった。1973年の世界的な気候不順を背景に、さとうきびや甜菜の主要生産国であるキューバやヨーロッパ諸国などが深刻な不作となり、国際糖価が急騰することになったからである。いわゆる食糧危機が勃発したのである。しかも、これとほぼ軌を一にするように、石油価格も大幅に上昇したため、エネルギー価格をはじめ、さまざまな生産資材価格も軒並み上昇した。その結果、鹿児島南西諸島の分蜜糖生産に必ずしも限ったことではないが、製造コストは上昇を余儀なくされることになった。

そのため、対象は分蜜糖に限られていたが、「糖安法」のもとで、糖価安定事業団の買入価格も引き上げられ、1973年度には対前年

度比 20.2%増の 1 トン当たり 12 万 2,700 円に、翌 1974 年には対前年度比 38.4%増の同 16 万 9,800 円に、そして 1975 年度には対前年度比 6.8%増の同 18 万 1,400 円になった。つまり、買入価格は僅か 3 年間で 77.7%も上昇し、かつて経験したことのない水準に引き上げられることになったのである。しかも、第 23 表にみるように、その率は次第に低下したが、1970 年代半ば以降も買入価格は引き上げられ、1977 年度には同 22 万 7,700 円、1979 年度には同 24 万 6,800 円、そして 1981 年度には同 29 万 6,600 円になった。

第 23 表 甘蔗糖の買入価格

——1976 年度以降——

(単位：円/t, %)

	買入価格	対前年度比
1976年度	219,300	20.9
77	227,700	3.8
78	234,200	2.9
79	246,800	5.4
80	272,600	10.5
81	296,600	8.8
82	285,500	-3.7
83	283,300	-0.8
84	277,100	-2.2
85	271,200	-2.1
86	274,900	1.4
87	262,000	-4.7
88	269,345	2.8
89	253,174	-6.0
90	261,002	3.1
91	268,830	3.0
92	269,448	0.2
93	269,448	0.0
94	269,242	0.0
95	269,242	0.0
96	274,470	1.9
97	273,630	-0.3

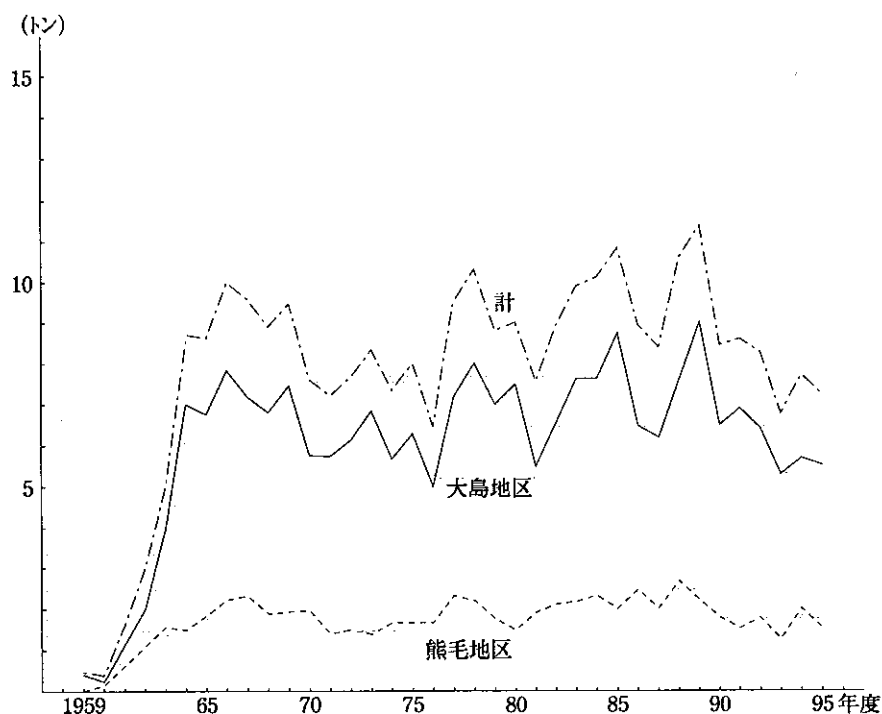
資料：農林水産省『甘味資源作物に関する資料』(1997年11月)。

もちろん、さとうきびの生産拡大を背景に、分蜜糖の生産量も増大し、1978 年度にはそれまでのピークであった 1966 年度の 10 万 1,666 トンを上回る 10 万 2,946 トンに達した。しかも、1980 年代前半も平均で 9 万 722 トン、さらに、1980 年代後半も同 10 万 548 トンをそれぞれ維持し、第 4 図にみるように、1989 年度には史上最高の 11 万 4,369 トンに達した。とりわけ大幅な伸びを示したのが大島地区で、1989 年度には 9 万 2,181 トンに達した。

こうした状況のもとで、分蜜糖工場の経営環境は好転することになった。たしかに、糖価安定事業団による買入価格は 1981 年度がピークで、翌年度以降、一転して次第に引き下げられることになった。また、N:C0310 の連作による諸病害の発生などによって、さとうきびの品質の低下も次第に目立つようになった。しかし、その一方で 1980 年代半ば以降にさとうきびの最低生産者価格の引き下げに伴って、その取引価格も引き下げられたし、また、それにもかかわらず生産量がしばらく高水準であったため、分蜜糖工場の実圧搾日数ばかりでなく、1 日当たりの実圧搾量も増大し、製造コストが低下することになったからである。

問題は、すべての分蜜糖工場のさとうきび不足が解消し、その経営環境が好転した訳ではなかったことである。なぜならば、適正製糖日数が確保されていない工場があったからである。たとえば、財団法人甘味資源振興会の調査⁽¹⁾によると、1985 年度現在、熊毛地区の新光糖業 2 工場の実際の製糖日数はそれぞれ 138 日、135 日であったが、適正製糖日数は各 145 日であった。以下同様に、大島地区の生和糖業 135 日(適正製糖日数は 110 日。以下同様)、南西糖業 3 工場各 130 日(各 142 日)、南栄糖業及び南島開発各 116 日(各 120 日)、富国製糖 102 日(100 日)であった。

つまり、生和糖業及び富国製糖以外の分蜜糖工場は適正製糖日数が確保されていないこ



第4図 分蜜糖生産量の推移

資料：鹿児島県大島支庁『南西諸島の糖業』（1972年7月）。

鹿児島県農政部『さとうきび及び甘しや糖生産実績』（各年版）。

とが明らかとなった。ただ、この結果からは、この2工場に関しても、製造設備能力などが十分でないために適正製糖日数を上回っていたのか、あるいは当時の製糖日数自体が過大となっていたのか、の何れであるかは判断できない⁽²⁾。いま一つ付け加えるならば、適正製糖期間が確保出来ない理由としては、6社のうち、5社が「原料供給の安定確保が困難」をあげ(複数回答)、また、「早熟、高糖性品質がなく早期の操業困難」を3社があげていることである。

しかし、「甘味資源特別措置法」のもとで、こうした変化に直ちに対応することが困難なうえに、さとうきび生産農家の根強い反対な

どもあって、分蜜糖工場は、適正製糖日数が確保されていないにもかかわらず、製造施設をそれに併せて縮小せず、現状維持のままであった。そのため、機械、建物などの固定費が高み、製造コストの削減は困難であった。したがって、すべての分蜜糖工場の経営環境が好転したとは必ずしもいえなかった。

いま一つの問題は、一方では糖価安定事業団による買入価格の引き上げによって、売買差額が著しく増大し、分蜜糖生産に対する政府の交付金も次第に増加しつつあったことである。それを示したのが第5図である。これによると、売買差額の総額は1960年代半ば～1970年代はじめには変動はあるものの、

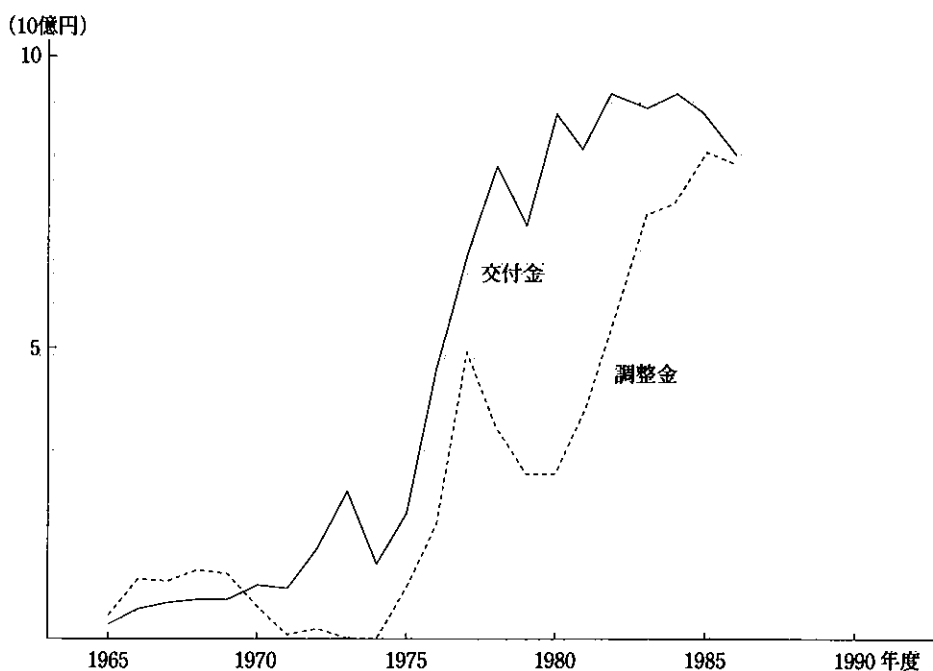
ほぼ 10 億円台にとどまっていた。しかし、1970 年代半ば以降、増加のピッチを速め、1978 年度には 100 億円を突破し、1982 年度には 184 億円にまで達した。

それに伴って、政府の交付金も 1976 年度には 46 億円、1978 年度には 81 億円、そして 1982 年度には 94 億円と飛躍的に増加した。また、売買金額から交付金を差し引いた輸入粗糖による調整金も同様に増加した。さとうきびの不足など厳しい条件のもとで、分蜜糖工場の合理化には限度があるとはいえ、あまりにも膨大であった。しかも、他方では円高のもとで価格が一段と割安になった粗糖を制限なしに輸入することが可能であった。

その結果、円高によって深刻な景気後退に見舞われているにもかかわらず、砂糖価格は

一向に低下せず、それを使用する菓子製造業、飲料製造業など加工食品製造業を中心にして、たんに政府の糖業政策に対する批判ばかりでなく、その具体的な見直しを要求するまでになった⁽³⁾。「糖安法」のもとで、鹿児島南西諸島における分蜜糖生産の基本的なあり方が改めて問われることになったのである。

ところで、問題なのはこうした分蜜糖生産だけではなかった。含蜜糖生産についてもその例外ではなかった。周知のように、含蜜糖は分蜜糖とは異なり「糖安法」の対象外で、糖価安定事業団の買入れも期待できないため、その価格も安定していなかったし、また、需要に限られているため、市場は狭小で、健康ブーム、自然食品ブームなどにみられるように、一時的には消費ブームが訪れることがあ



第 5 図 鹿児島産糖への交付金と調整金

資料：糖価(蚕糸砂糖類価格)安定事業団『糖価(蚕糸砂糖類価格)安定事業団年報』(各事業年度版)。

注. 1987 年度以降は交付金と調整金の計のみ公表されている。

るものの、その消費自体も次第に減少しつつあったからである。しかも、その一方で円高を背景に、台湾、タイ、中国などからの安価な輸入品も増加しつつあった。

特に、鹿児島南西諸島の含蜜糖の場合、その消費の中心は基本的には観光客を対象としたお土産用、地元によくからある菓子用、他では余り見られないお茶うけ用などであった⁽⁴⁾。したがって、本土向けはあってもきわめて限られていた。もちろん、沖縄のような含蜜糖の生産振興、調整などを行う団体(たとえば、沖縄県黒砂糖工業会、社団法人沖縄県含蜜糖公社(ただし、1997年11月1日より社団法人沖縄県糖業振興協会に統合)など)もなく、個々の含蜜糖工場が直接それに当たらなければならなかった(一部を分蜜糖工場へ出荷している農家もある)。

しかも、鹿児島南西諸島の含蜜糖工場は沖縄のそれに比べて小規模で、生産量も少ないため製造コストも割高であった。たとえば、すでに触れたように、鹿児島南西諸島の含蜜糖工場は次第に減少しつつあったが、第24表にみるように、1970年度現在、依然として熊毛地区に11か所(ただし、屋久島を除く)、大島地区に46か所、計57か所もあった。しかも、これらのうち、大型・中型工場は2か所(具体的には、大島地区の本島の富国製糖及び喜界島の早町製糖)に過ぎず、大半は小規模な工場であった。とりわけ喜界島には後者だけでも15か所もあった。

また、含蜜糖の生産量は全体で3,555トンであったが、そのうち、富国製糖と早町製糖のそれがそれぞれ290トン、1,023トンであったから、これらを除いた55か所の工場で2,242トンの含蜜糖を生産していたことになる。つまり、これらの平均生産量は40.8トンに過ぎない。なかでも、熊毛地区には含蜜糖工場が11か所あったにもかかわらず、さとうきび処理量は全体で675トンに過ぎず、また、その歩留まりも低く10.0%にとどまっ

いたから、生産量は僅か68トンであった。したがって、平均生産量は僅か6.2トンに過ぎなかった。

しかし、こうした厳しい状況にありながら、1970年代以降、含蜜糖工場の整理、統合は遅々として進まなかった。たとえば、1975年度現在、含蜜糖工場は熊毛地区に4か所(別に屋久島1か所)、大島地区に36か所、計40か所あり、上記の大型・中型工場の生産量を含めて全体で1,605トンに達していた(富国製糖5トン、早町製糖292トン)。また、1979年度現在、それぞれ5か所、35か所、40か所、487トン(すべて小規模工場⁽⁵⁾)であった。

ちなみに、1979年度現在、沖縄の含蜜糖工場は全体で12か所で、うち1日当たりの製糖能力が100トン以上の工場が4か所あった。また、次第に減少しつつあったとはいえ、生産量は全体で1万456トンであったから、これらの平均生産量は871.3トンであった。しかも、すでに一島一工場体制が実現していた。条件が大きく異なるとはいえ、沖縄と鹿児島南西諸島の含蜜糖生産はきわめて対照的であった。

いま一つ重要なことは、沖縄産の含蜜糖が価格支配力を有し、鹿児島南西諸島のそれは太刀打ちできなかったことである。その理由であるが、沖縄産の含蜜糖に関しては、生産量自体が多いうえに、近年、次第に削減されつつあるが、政府及び沖縄県からの多額な価格差補給金⁽⁶⁾によって手厚く保護されていたことである。一方、後者については、一部を除いてこうした保護措置はなかった。そのため、沖縄産の含蜜糖の使用が優先されることになる。この端的な例が奄美黒糖焼酎への使用である⁽⁷⁾。

ここでは、これに関して詳しく考察を加えよう⁽⁸⁾。この奄美黒糖焼酎は含蜜糖を主原料とする大島地区の特産物で、醸造企業は大島本島をはじめ、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島などに20数社存在している。

第24表 含蜜糖工場数とその産糖量

(単位: 所, t)

	大 島 地 区		熊 毛 地 区		計	
	工 場 数	産 糖 量	工 場 数	産 糖 量	工 場 数	産 糖 量
1970年度	46	3,487	11	68	57	3,555
71	39	2,507	8	61	47	2,568
72	36	3,005	7	60	43	3,065
73	30	2,205	6	50	36	2,255
74	34	1,978	4	60	38	2,038
75	38	1,542	4	63	42	1,605
76	28	668	6	50	34	718
77	32	686	5	40	37	726
78	38	826	5	49	43	875
79	35	460	5	27	40	487
80	36	583	5	15	41	598
81	36	530	5	15	41	545
82	36	504	5	30	41	534
83	37	499	5	30	42	529
84	38	573	5	15	43	588
85	41	603	6	28	47	631
86	40	466	6	34	46	500
87	42	463	5	24	47	487
88	41	549	5	24	46	573
89	41	528	5	24	46	552
90	39	502	5	24	44	526
91	40	512	5	24	45	536
92	39	588	5	24	44	612
93	40	588	5	24	45	612
94	40	542	5	36	45	578
95	36	546	5	36	41	582
96	37	642	5	40	42	682

資料: 鹿児島県農政部『さとうきび及び甘しゅ糖生産実績』(各年版)。

注. 熊毛地区は屋久島を除く。

ただ、その主原料の含蜜糖に関しては、安価な商社などからのスポットものは別にして、本島の奄美大島酒造協同組合が、1981年度以降、瀬戸内町農協と購入契約をしている加計呂麻島産の含蜜糖に加えて、沖縄県黒砂糖工業会と同様な購入契約をして沖縄産のそれも使用している⁽⁹⁾。

しかし、すでに触れたように、加計呂麻島に限らず、鹿児島南西諸島の含蜜糖工場は小規模で、しかも、その製品価格は高い。したがって、奄美大島酒造協同組合もその使用に

必ずしも積極的ではなかった。にもかかわらず、どうして奄美大島酒造協同組合は加計呂麻島産の含蜜糖の購入契約をしたのであろうか。それは同じ瀬戸内町に設立されていた拓南製糖が1971年に工場閉鎖をしたからである。他のさとうきび生産農家は富国製糖に出荷することになったが、離島の加計呂麻島のさとうきび生産農家は輸送の点でそれに出荷できず、含蜜糖生産を余儀なくされることになった。そして、それをバックアップするためには奄美大島酒造協同組合との購入契約が

不可欠であった。

もっとも、バックアップはこれだけではなかった。当初、瀬戸内町は奄美大島酒造組合とさとうきびの契約生産を結ぶ一方で、加計呂麻島のさとうきび生産農家に対してさとうきび生産対策補助金（1トン当たり3,000円）を交付したからである。1976年以降の沖縄産の含蜜糖の移入によって激減しつつあった加計呂麻産のさとうきびの再生産を維持するためである。しかし、これは財政負担の増大により、1980年度を最後に打ち切られてしまった⁽¹⁰⁾。

折しも沖縄の伊是名農協製糖工場が分蜜化したうえに、台風などの被害で沖縄産の含蜜糖は大幅な減産となり、その価格も高騰してしまった。そのため、奄美大島黒糖焼酎の主原料である含蜜糖の安定確保が重大な課題となった。そこで、翌1981年、新たに鹿児島県、瀬戸内町、瀬戸内町農協、奄美大島酒造協同組合の4者が酒造用含みつ糖生産合理化基金(3,200万円⁽¹¹⁾)を設立して、瀬戸内農協に含みつ糖生産合理化補給金を交付することになった。瀬戸内農協は加計呂麻島の組合員農家から割高なさとうきびを購入する含蜜糖工場(工場自体が組合員の場合もある)から、その製品の含蜜糖を一括購入することになったからである。

しかし、その補助には限度があり(1996年度現在、1,400円/1ケース(30kg)、ただし、2,000ケースを限度として)、必ずしも十分ではないため、依然としてその価格は割高である。また、生産量も限られているし、風味、品質にも問題が少なくない。

一方、沖縄産の含蜜糖工場はすでに触れたように、大規模なうえに、その製品の含蜜糖に関しても政府と沖縄県の含蜜糖価格差補給金によって保護されているため、価格も割安である。ちなみに、1982年度現在、奄美大島酒造協同組合が契約購入した沖縄産の含蜜糖価格は加計呂麻島産のそれに比べて1

ケース(30kg)当たり平均で1,290円下回っていた。そのため、奄美大島酒造協同組合の含蜜糖の契約購入数量、1,150トンのうち、1,050トン(91.3%)が沖縄産で、生産量自体限られているとはいえ、加計呂麻島産は僅か100トン(8.7%)にとどまった。奄美大島黒糖焼酎は、いわば沖縄産の含蜜糖によって維持されている、といっても言い過ぎではない。

1980年代半ばの焼酎ブーム時、沖縄産の含蜜糖への依存はさらに顕著になった。奄美大島酒造協同組合の含蜜糖の契約購入数量は全体で2,287トンにまで膨れ上がったが、実際に契約購入が増大したのは沖縄産(2,197トン、96.1%)であって、むしろ加計呂麻産(90トン、3.9%)は減少したからである。ただ、全体の3.9%といえども加計呂麻島産の割高な含蜜糖を使用する醸造企業には負担となる。そのため、奄美酒造協同組合はそうした企業に膨大な補填をしており、1985年度現在、868万8,000円に上った。

注(1) 財団法人甘味資源振興会『国産甘蔗糖製造に関する調査報告書(1986度)』(1987年3月、50～51頁)。なお、製糖日数には洗缶、機械故障、長期間の降雨による原料切れなどによる停搾日数に加えて、春植のための停搾日数、12月から操業を開始している企業については正月休みによる停搾日数などを含む。そのため、実圧搾日数(原料処理量/1日当たり実圧搾量)よりも長くなる。

(2) この点に関しては、中野哲二・高橋良宣・呼子徹・今木秀和・野元健作・金原達夫「前掲論文」(22及び27～37頁)を参照のこと。

(3) その端的なものが、社団法人経済団体連合会(農政問題懇談会)『食品工業の実情に関する報告書』(1986年12月、I-21～I-27及びII-15～II-20頁)であり、そのなかで、関連する産業の負担は膨大なものになっている、として、糖業政策の具体的な見直しを要求した。

- (4) 社団法人鹿児島県糖業振興協会・内村力氏は、観光客へのお土産用など根強い消費があることに加えて、家内工業的な性格を有しているためである、と指摘している。また、徳之島のある含蜜糖工場は製品の大半を製菓会社とその原料として供給している(高橋良宣・呼子徹・太田正博・金原達夫・野元健作「前掲論文」, 51頁)。
- (5) 富国製糖は1976年度から全量分蜜化、また、早町製糖(1961年12月設立)は1977年に工場閉鎖(なお、当時の従業員80~100人)。その原因は原料のさとうきび価格が大幅に上昇したためである(生和糖業・平田米男氏の教示による)。
- (6) この価格差補給金については、拙稿「前掲論文」(49~50頁)を参照のこと。
- (7) 豊田謙二・山本賢治「奄美の黒糖焼酎製造業——その現状と課題——」(『地域研究』第14巻第1号, 1985年12月, 11~78頁)。
- (8) 以下、奄美大島黒糖焼酎に関しては、奄美大島酒造組合(奄美大島酒造協同組合)・牧正二郎氏の教示による。
- (9) 前者の「加計呂麻島産黒糖の売買に関する契約書」と後者の「沖縄県産黒糖の売買に関する基本契約書」及び「沖縄県産黒糖の売買に関する細部契約書」については、豊田謙二・山本賢治「前掲論文」(71~72頁)を参照のこと。
- (10) 高橋良宣・呼子徹・太田正博・金原達夫・野元健作「前掲論文」(45~47頁)。
- (11) 当初、3,200万円の基金の果実から含む糖生産合理化補給金を交付したが、さとうきび生産者価格が分蜜糖地域の生産者価格に比べて低いうえに、含蜜糖工場の製造コストが上昇し、その操業維持が困難になったため、基金の積み増しを行い(1984年度に1,600万円, 1986年度に1,840万円, 1988年度に900万円)、現在は7,600万円となっている。ただ、近年の低金利のもとでその果実は大幅に減少し、その維持が困難になりつつある(前出・内村力氏の教示による)。

(6) WTO 体制下の鹿児島糖業

ここで、鹿児島南西諸島の主要産業についてみてみよう。熊本地区には、かつて主要農産物の甘藷を原料とする加工場が数多くあった。とりわけ重要なのが主として水飴・ぶどう糖などの原料のでん粉加工場で、すでに触れたように、1966年3月現在、種子島には38か所、屋久島には3か所、計41か所(鹿児島県全体で367か所)も存在し、従業員は全体で566人にもものぼった。また、その原料処理量は摺込能力(12万3,984トン)を下回っていたものの、8万2,963トンに達していた⁽¹⁾。次第に低下しつつあったとはいえ、依然として水飴・ぶどう糖は主要甘味資源の一つとして位置づけられていたからである。そのため、生産は時期的に限られてはいるものの、甘藷でん粉製造業は糖業とともに熊本地区の主要産業の一つとして位置づけられていた。

しかし、食品、医薬品などの需要が大幅に増加したにもかかわらず、それを梃子にして関連産業の開発を推進することができず、たんにでん粉生産という一次加工品の生産にとどまってしまった。しかも、その後、でん粉粕による河川汚染(1981年から水質汚濁防止法に基づく一般基準が適用)や悪臭への苦情の表面化、人件費の上昇、工場施設の老朽化などにより甘藷でん粉工場の整理、統合が進んだうえに、競合関係にある輸入とうもろこし(関税割当制度の適用)などを原料とするコーンスターチの生産増大、さらに、でん粉自体の輸入枠の拡大及びデキストリン、変性でん粉などでん粉調製品の輸入増加などによって、甘藷でん粉を含めてわが国のでん粉を取り巻く状況は大きく変化することになった⁽²⁾。そのため、鹿児島県の甘藷でん粉の生産も大幅な減少を余儀なくされ、熊本地区におけるその位置づけも低下することになった。

ちなみに、1995年度現在、鹿児島県の甘藷生産量は44万3,300トン、そのうちでん

粉用が26万7,260トンで、依然としてわが国におけるその生産量の大半を占めている。熊本地区の甘藷生産量は7万4,388トンで、その90%以上がでん粉用である。したがって、同地区の甘藷でん粉は鹿児島県全体の約1/4を占めている。しかし、同地区のでん粉加工工場は種子島の農協系3か所(具体的には、西之表市農協澱粉工場、鹿児島くまげ農協中種子町澱粉工場、鹿児島くまげ農協南種子町澱粉工場)、工組系(でん粉工業組合系)3か所(具体的には、市丸産業(納官工場)、中村澱粉、永松澱粉)、計6か所(鹿児島県全体で47か所)、また、その従業員は全体で50数名になってしまい、いまやかつての面影は完全に失われてしまった、といっても言い過ぎではない⁽³⁾。しかも、わが国はウルグアイ・ラウンド農業合意によって、でん粉輸入に関する関税化を受け入れた。そのため、長期的には一段と厳しさを増すことは想像に難くない⁽⁴⁾。

また、種子島・南種子町には宇宙開発事業団の種子島宇宙センターが設置されており、わが国でもっとも宇宙に近い島といわれている。しかし、その主要な機能は各種衛星の打ち上げとその関連施設の維持にとどまっており、いわゆる「ロケット効果」といわれているように、それに関連した雇用労働力も少なくないが、その製造に直接かかわっている電気機械製造業、精密機械製造業など関連する多くの産業が育成されている訳ではない。そのため、課題とされている産業発展の牽引力になっておらず、地域の経済発展に大きく寄与しているとは必ずしもいえない。

また、1995年12月、白神山地地域とともに、屋久島地域が世界遺産条約に基づく自然遺産として登録され、観光資源の観点から脚光を浴びることになった。たしかに、樹齢数千年の屋久杉をはじめ、きわめて特殊な森林植生を有している屋久島地域は世界に誇る素晴らしい地域であることを否定するものではないが、その経済効果に多大な期待をかける

ことに疑問なしとしない。なぜならば、交通機関、受け入れ施設などに制約があるし、また、観光化は環境破壊を促進するため、それにも自ずと限界があるからである。

一方、大島地区では、従来から紬生産が基幹産業として位置づけられてきた。特に、経済の自立化の一環として、復帰以降の数次に及ぶ政府や鹿児島県の復興・振興事業や名瀬市など自治体独自の取り組み(たとえば、名瀬市の大島紬による伝統産業モデル都市宣言)によって染色工場、検査制度、織工養成所、糊張場など、そのインフラストラクチャーの整備が積極的に進められたうえに、紬ブームやその後の高度成長経済などに支えられて需要が大幅に伸びたため⁽⁵⁾、韓国産紬の輸入問題の表面化にもかかわらず⁽⁶⁾、その生産は飛躍的な拡大を遂げるようになった。

それに伴って、主体は女物の中級品であったが、その生産反数も増加し、1972年には28万4,278反に達した。史上最高の生産水準である1927年の35万6,094反には依然として届かなかったものの、復帰時の1953年には僅か3万8,155反であったから、その後の生産の目覚ましい伸びは注目に値する、といっても決して言い過ぎではない。また、それに伴って製織工場の織工、染色工場の染色工に加えて、図案工、締工、加工工など関連職種 of 従業員も大幅に増加し、1969年12月現在、これらの従業員は全体で1万3,753人にのぼった。

しかも、その中心は本島の名瀬市、笠利町、竜郷町や喜界島などであったが、これらにとどまらずその他の町や村の隅々まで拡がり、奄美経済の紬生産への依存度は一段と高まった。しかも、こうした奄美地区の「地球印」紬は鹿児島県本土の「旗印」紬とは異なり、品質的にも優れていた。ちなみに、金原達夫は、奄美群島の経済は大島紬に依存する度合いが圧倒的に大きく、大島紬なくして成り立たないであろう⁽⁷⁾、と指摘した。

しかし、この大島地区の紬生産に関しても問題は少なくない。もっとも顕著なことは、ここ数年生産が大幅に落ち込んでいることである⁽⁸⁾。基本的には、1970年代以降の安定成長への転換に加えて、長引く深刻な景気後退、和装需要の低迷などがその需要を著しく減少させてしまったことは否定できないが、いま一つ無視できないことは、大幅な価格高騰がその需要の減少を招き、悪循環に陥ってしまったことである。しかも、従来からの韓国産に加えて、より安価な中国産の輸入も増加している。

その結果、大島地区の生産反数は1987年には20万反を、1992年には10万反をそれぞれ割り、さらに、1996年には僅か6万631反になってしまった。もちろん、主産地の大島本島ばかりでなく、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島などいずれも大幅に減少した。とりわけ深刻な落ち込みをみせたのが徳之島で、1995年度以降、その生産は皆無になってしまった。

しかも重要なことは、高級品及び並品の生産が大幅に落ち込み、いまや中級品が主体となっていることである。たとえば、1989年には高級品は4万4,036反で全体の29.4%を占め、以下同様に、中級品3万7,232反(24.8%)、並品6万8,608反(45.8%)であったが、1996年にはそれぞれ4,248反(7.0%)、3万5,640反(58.8%)、2万743反(34.2%)になった。その結果、生産額も1990年に100億円を割り、さらに、1996年には48億6,548万円と遂に50億円を下回ってしまったのである。

こうした状況を象徴するかのように、1997年末には1914年に創業された鹿児島市の大島紬製造販売の老舗企業、宮脇兼太郎商店が経営破綻を余儀なくされるまでになった。ちなみに、負債総額は約43億円に上るとされている。そのため、原料である生糸の調達ばかりでなく、製品の販売を同社に少なからず

依存する大島地区の紬生産に及ぼす影響はかつて経験しない程甚大となる恐れがあり、鹿児島県及び鹿児島市などを巻き込んだ対応が注目の的となっている。

これらを考慮に入れると、鹿児島南西諸島の主要産業の多くは一向に明るい展望を描くことができず、いまや従来の産業のあり方自体、転機を迎えている、といえよう。そのため、鹿児島南西諸島では産業の構造転換が重大な課題となっている。しかし、鹿児島南西諸島に必ずしも限ったことではないが、わが国の厳しい経済環境のもとで、現実問題として産業の構造転換はきわめて困難である。そのため、好むと好まざるとにかかわらず、いま一つ残された主要産業の糖業への依存度を高めることになっている。

しかし、鹿児島南西諸島の糖業も多くの問題に直面している⁽⁹⁾。ここで、そのいくつかを指摘しよう。はじめに、分蜜糖工場に関しては、まず第1に、鹿児島南西諸島に必ずしも限ったことではないが、「糖安法」のもとでの蚕糸砂糖類価格安定事業団(農畜産業振興事業団)による買入価格の引き上げが期待できなくなったことである。すでに触れたように、買入価格は1981年度の1トン当たり29万6,600円をピークに、一転して引き下げられてきており、ここ数年は同26万円台で推移している。しかも、ウルグアイ・ラウンド農業合意によって、2001年以降、こうした政策自体、見直しが避けられない状況にある。

第2に、一島一社体制の確立にもかかわらず、さとうきびの生産量、その糖度などそれぞれの島の条件が異なるため、各工場の操業率、歩留まりなどに大幅な格差が生じていることである。そのため、一部の企業では、工場の閉鎖ないしその存在自体が問われる厳しい状況に直面している。たとえば、徳之島の南西糖業の徳和瀬工場は1994年度で操業を中止し、1995年度以降、平土野工場、伊仙

工場の2工場体制を余儀なくされることになった⁽¹⁰⁾。また、沖永良部島の南栄糖業についても、他のいくつかの要因も重なっているが、かつての日本澱粉工業屋久島製糖工場の二の舞になるのではないかと懸念されている。ちなみに、第25表にみるように、1996年度現在、大島地区のうち、本島北部の富国製糖、沖永良部島の南栄糖業、与論島の南島開発の実圧搾日数はそれぞれ64.7日、72.8日、61日に過ぎない。

さらに、1994年4月、熊毛地区の新光糖業が2工場のうち、西之表工場の閉鎖を発表し、主力の中種子工場で集中操業することを決めた。その結果、鹿児島南西諸島の分蜜糖企業数は従来通り6社で変化しなかったが、工場数は2か所減少して7か所になった。

第3に、原料のさとうきび生産量に制約されているとはいえ、工場規模が小さく、製造コストの上昇要因となっていることである。ちなみに、1995年度現在、沖縄の分蜜糖13工場の平均許可能力は1,323トンであるが、鹿児島南西諸島の7工場のそれについては776トンである。しかも、前者のうち、2,000トン以上が4工場もあるが、後者については、1,300トン及び1,000トンが各1工場(それぞれ新光糖業中種子工場、南西糖業伊仙工場)で、その他は何れもそれ以下にとどまっている。そのため、合理化が課題となっているが、少なくとも一島一工場は必要であり、それに

も自ずと限界がある。

第4に、さとうきびの品質及び生産性の向上とともに、製糖コストの引き下げをも目的とした品質取引の導入に関してであるが、すでに触れたように、たしかに、原料のさとうきび価格が糖度によって厳密に決定されるようになったことに関しては評価されている。しかし、従来とは価格体系が異なることもあって、現段階では実際の取引価格は必ずしも低下せず、製糖企業にとって、いわば期待はずれのものとなっている。したがって、この導入に併せて、製糖企業は生産体制を整備したが、整備倒れに終わるのではないかと懸念されている。

第5に、1990年代以降、トラッシュが目立って増大しつつあり、歩留まりの低下を招いていることである。なぜならば、さまざまな問題があることは別にして、依然として低水準ではあるが、さとうきび収穫の機械化が次第に現実のものとなりつつあるからである。たとえば、1990年代以降、大島地区ではその混入率が2%台となり、1996年度には遂に4.9%に、また、熊毛地区(種子島)でもそれぞれ1%台、2.2%となった。従来は1%未満ないし高くてもせいぜい1%台にとどまっていたから大幅にアップしたことになる。

特に、前者のうち、沖永良部島の南栄糖業では、1996年度現在、9.5%に、また、同じく徳之島の南西糖業では5.2%(平土野工場

第25表 製糖企業の実圧搾日数の推移

(単位: 日)

	1980年度	85	90	91	92	93	94	95	96
富国製糖	82.3	93.6	81	91	76	65	61	72	64.7
生和糖業	102.4	121.3	106	109	116.9	94.7	93	100	94.8
南西糖業	111.8	116.5	96	105	91.5	80	81.1	109	97.1
南栄糖業	109.8	109.1	95	81	73	82	85	74	72.8
南島開発	104.3	127.5	90	93	91	86	82	90	61
新光糖業	123.6	133	145	102	124	100	140	122	124.5

資料: 鹿児島県農政部『さとうきび及び甘しや糖生産実績』(各年版)。

6.0%, 伊仙工場 4.3%)にもなっている。さとうきびの取引自体はトラッシュを除いたクリーンケーン(清浄甘蔗)の糖度であるが、その増大に伴ってさとうきびの集荷コストが確実に上昇するため、製糖企業にとって深刻な問題となっている。つまり、労働力不足、その高齢化及び女性化などに伴って生じている収穫労働力の不足を解消する一つの効果的手段ともいべきその機械化は、歩留まりの低下という新たな問題を惹起することになっている。

次は、含蜜糖工場についてである。1995年度現在、含蜜糖の生産量は582トンにまで減少し、鹿児島南西諸島全体の産糖量のわずか0.8%を占めるに過ぎない。そのため、その重要性は大幅に低下した。しかし、含蜜糖工場は依然として熊本地区5か所、大島地区36か所、計41か所もある。ちなみに、沖縄では7か所に過ぎない。しかも、ここ数年の間に喜界島で4か所減少しただけで、それ以外については変化がない。したがって、1工場当たりの平均生産量も14.2トンときわめて小規模である。

鹿児島南西諸島の含蜜糖工場は、沖縄のそれとは大きく異なり、個人経営が主体で、さとうきびの生産と未分離な前近代的な形態の、いわゆる製糖場である、といっても言い過ぎではない(一部を分蜜糖工場へ出荷しているものもある)。そのため、製糖施設も老朽化し、その能率も悪い。したがって、歩留まりも低く、大島地区の徳之島を除いて何れも10%台にとどまっている。さとうきび生産に加えて、含蜜糖を生産しているため収入が多いとはいえ⁽¹²⁾、こうした製糖場で家族労働力を主体に僅かな含蜜糖が本土からの観光客のお土産用、地元の菓子などの消費用、奄美大島黒糖焼酎用などに細々と生産されているのである。

しかも、現在、鹿児島南西諸島のなかで、こうした含蜜糖工場があるのは熊本地区の種

子島(別に生産振興地域以外の屋久島に1か所)、大島地区の大島本島(含む加計呂麻島)、喜界島、徳之島の4島で、とりわけ喜界島には15か所もある。一方、後者の与論島では1967年度以降、沖永良部島でも1978年度以降それぞれ皆無になってしまった。つまり、その存在自体、きわめて地域的に偏在している(なお、これらとは別に、やはり生産振興地域以外の本土の阿久根市に1か所、東町に2か所ある)。

ところが、1996年、鹿児島南西諸島の含蜜糖生産は新たな展開をみせはじめることになった。大島本島北部の富国製糖が含蜜糖の生産を再開することになったからである。これはすでに触れた大島地区における奄美大島黒糖焼酎の醸造企業向けであるが、これによって、醸造企業は従来は主原料の含蜜糖を割安だが不安定な商社などからのスポットものや沖縄産に依存しなければならなかったが、安定供給が維持されることになるし、また、富国製糖にとっても、必ずしも積極的ではないが、地元の醸造企業という確実で安定的な需要先を確保することが可能となる。

奄美大島黒糖焼酎の醸造企業にとって、ここ数年の最大の問題は原料の含蜜糖の確保であった。なぜならば、沖縄産を含めて、含蜜糖の生産が次第に減少しつつあり、先行き現在の醸造量(製成量)、5,290klを維持することが難しくなるのではないかと懸念されたからである。たとえば、商社などからのスポットものは別にして、沖縄産の契約購入実数量は生産量の13%とする、とされていたにもかかわらず、生産量自体の減少により、1990年代半ば以降、1,000トンを大幅に割ってしまっし、加計呂麻島産のそれについても当初の100トンの半分以下になってしまった。そのため、この富国製糖の含蜜糖生産の再開は大島地区の産業振興の一助となるのではないかと大いに期待されている。

しかし、これにもいくつかの問題がある。

ここでは、以下の4点を指摘したい。まずその1点は原料のさとうきびの生産量に関する。奄美大島酒造協同組合は富国製糖と年間700トンの含蜜糖の購入契約(5年間の基本契約)をしたが、富国製糖はそれを生産するためには約5,000トンのさとうきびを確保しなければならない。富国製糖のさとうきび処理量は、現在、3万トン前後で、これ以外にあり得ない⁽¹³⁾。しかも、従来はそのすべてが分蜜糖向けであった。そのため、富国製糖はその一部を再び含蜜糖向けに転換することになるが、地域の産業振興とはいえ、これまで分蜜化を積極的に促進してきた政策といかに調整を図るのか。

第2点は含蜜糖生産の収益性に関する。含蜜糖生産の収益性は分蜜糖のそれに比べて低い。そのため、その生産は小規模な工場か、または沖縄のように価格差補給金を前提にして維持されている。また、富国製糖は1975年度までは奄美大島酒造組合⁽¹⁴⁾に含蜜糖を納入していたが、翌1976年度以降は分蜜糖のみを生産してきた。そのため、含蜜糖の生産再開に当たって、工場施設の改修を余儀なくされ、負担が増大した。

第3点は含蜜糖の契約数量に関する。すでに触れたように、契約数量は年間700トンである。1995年度現在、鹿児島南西諸島の含蜜糖の生産量は全体で582トンであるから、これによって一挙に2倍以上に増加することになる⁽¹⁵⁾。しかし、これが従来の沖縄産の含蜜糖のすべてに取って代わる訳ではない。したがって、奄美大島黒糖焼酎用の含蜜糖の需要が全体で約1,790トンあるとはいえ、観光客のお土産用、地元消費用などにも限度があり、加計呂麻島産の含蜜糖をはじめ、現在スポット購入されているものへの影響が懸念される。

第4点は価格に関する。奄美大島酒造協同組合と富国製糖との間で1ケース(30kg)当たり9,000円(ただし、1997年10

月の酒税法改正では修正されとなっていた。しかし、実際には修正されず、1998年10月のその再度の改正如何によって修正されることになった)とすることに決めた。1995年度の沖縄産の含蜜糖の購入契約が平均で同7,630円、加計呂麻島産のその平均が同1万22円であったから、これらの間をとったことになる。しかし、主原料としてその大半を依存している沖縄産の含蜜糖生産が長期的には減少しつつあることを考慮に入れたやむを得ない状況のもとでの価格設定とはいえ、大島地区の醸造企業の製造コストは上昇し、負担は確実に増大する。

EU及びアメリカなどからの提訴によって、わが国の蒸留酒の税率格差問題がWTOの紛争処理委員会で論議され、1996年7月にわが国の敗訴となった。さらに、同年10月、その上級委員会でも再び敗訴したため⁽¹⁶⁾、わが国はWTOの勧告を受け入れて、1997年10月に酒税法の改正を実施した。その結果、焼酎価格は引き上げられ、価格が引き下げられたウイスキー、ブランデーなどとは対照的に、その根強い消費にもやや陰りが出始めている⁽¹⁷⁾。

しかし、焼酎の税率の引き上げはこれで終わった訳ではない。とりわけ乙類焼酎の税率については、さらに大幅な引き上げが必要である。これまでそれに適用されていた優遇措置を撤廃しなければならなくなったからである。ただ、乙類焼酎の醸造企業は中小企業が主体である。もちろん、奄美黒糖焼酎の醸造企業もその例外でない。そのため、合理化によってそれを吸収することも難しい。政府は、急速、焼酎乙類対策基金(300億円)を設立し、転業及び廃業への助成や合理化への利子補給などに取り組むことになったが、醸造企業にとって、その影響はきわめて大きいといわざるを得ない。

こうした状況を考慮に入れて、乙類焼酎の税率の引き上げは、最終的には先の1997年

10月の第一弾に加えて、1998年10月及び2000年10月の三段階にわたって実施されることになった。しかし、当面は若干の落ち込みにとどまっているものの、大幅な増税分の価格への転嫁によってその消費が一段と冷え込むことも懸念されており、長期的には沖縄を含めたわが国の含蜜糖生産へも影響が避けられないのではないかと。

注(1) 当時のわが国における甘藷でん粉工業については、財団法人九州経済調査協会『南九州の農産加工業』(研究報告No. 87, 1961年3月, 62~114頁)及び農業総合研究所九州支所『南九州のかんしょ・なたねの生産と流通』(研究資料No. 29, 1973年3月, 5~38頁)なども参照のこと。

(2) 松田昌二「南九州甘しょ作の経済構造」(梶井功編『限界地農業の展開——鹿児島県農業論——』, 御茶の水書房, 1971年, 67~72頁)。

(3) 鹿児島県澱粉協同組合連合会『甘しょでん粉生産流通対策資料』(資料No. 11, 1997年4月)。なお、熊本地区に限らなかったが、甘藷でん粉工場の合理化には、奄美群島の糖業のそれが着目に値する、とされた(鹿児島県特産課『南九州における甘しょ作と行政上の課題について』, 1965年10月, 81頁)。

(4) 井村克彦「＜でん粉＞関税化による市場開放とその影響」(『農業と経済』第60巻第5号, 1994年5月, 54~61頁)。また、近年の甘藷の生産、加工状況については、渡辺克司「甘しょの用途別生産・流通構造の現状と今後の課題」(『地域総合研究』第24巻第2号, 1997年3月, 53~77頁)を参照のこと。

(5) 「大島つむぎ(九州の特産品・そのIV)」(『九州経済統計月報』Vol. 14, No. 12, 1960年12月, 19頁)。

(6) これに関しては、本場奄美大島紬協同組合『本場奄美大島紬協同組合創立80周年記念誌』(本場奄美大島紬協同組合, 1981

年, 178~188頁)を参照のこと。

(7) 金原達夫「奄美群島における大島紬業の振興政策」(『地域研究』第11巻第1号, 1981年6月, 13~34頁)。

(8) 鹿児島県大島支庁『奄美群島の概況(1996年度)』(1997年, 245~250頁)。なお、近年の奄美大島紬の状況については、本場奄美大島紬協同組合・杜静香氏の教示による。

(9) 最近の鹿児島糖業については、農畜産業振興事業団農産流通部「鹿児島県におけるさとうきび生産等の現状」(『砂糖類情報』No. 3, 1996年12月, 1~13頁)参照のこと。

(10) 南西糖業株式会社社史編纂委員会編『前掲書』(70頁)。ただし、1997年度から平土野工場を休止し、徳和瀬工場を再開した。したがって、2工場体制には変わりがない。

(11) 前出・内田昌克氏の教示による。なお、原料不足の打開策として、1997年8月14日、南西糖業と知名町・和泊町及びそれぞれの農協が鹿児島県立会いのもとで覚書を交わし、後者が前者に1998年度以降、5万3,000トン以上確保することを約束し、それを下回った場合には沖永良部さとうきび生産基金から支援(1トン当たり1万2,000円×(約束数量-実際数量))するとしたため(ただし、期間3年間)、当面の危機は脱しつつある。ところが、別の新たな問題が発生し、ここにきて再び難しい事態に直面している。というのは、同年12月、最大の株主である商社の東食が会社更生法の申請に追い込まれてしまったからである。

(12) 前出・平田米男氏の教示によると約2倍の収入がある、という。

(13) その対策として、多くの関係団体が構成員となった黒糖原料対策協議会が設立され、さとうきびの生産拡大に積極的に取り組むことになったが、果たして期待できるのだろうか。

(14) 奄美大島酒造協同組合は1981年の設立で、それ以前は任意組合の奄美大島酒造組合であった。なお、富国製糖の奄美大島酒造組合への通算納入量は4,297トンに達した。

(15) なお、1996 年度については 1997 年 3 月からの短期間の操業であったため、奄美大島酒造協同組合への納入は 88.62 トンにとどまった。1997 年度から契約数量である 700 トンの納入を予定している。

(16) この経過については、岩田陽子「焼酎の税率に関する WTO パネルレポート」(『レファレンス』第 40 巻第 11 号、1996 年 11 月、47～59 頁)に詳しい。

(17) 酒税法改正の影響については、『日本経済新聞』(1997 年 10 月 29 日付)を参照のこと。ただ、現在のところ焼酎消費の落ち込みの原因のすべてが酒税法改正にあるのではな

く、それに先だって生じた駆け込み需要の反動も影響している、とされている。

[付記]

本稿の執筆にあたり、資料の収集などに関して社団法人糖業協会に協力していただいた。また、日本甘蔗糖工業会・内田昌克氏、さとうきび試験研究協会・江畑正之氏(当研究所駐村研究員)、社団法人鹿児島県糖業振興協会・内村力氏、奄美大島酒造組合(奄美大島酒造協同組合)・牧正二郎氏ほか、多くの方々の教示、コメントに謝意を表します。